

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2020年2月

フォースタートアップス株式会社



1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式258,400千円（見込額）の募集及び株式912,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式182,400千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2020年2月6日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

フォースタートアップス株式会社

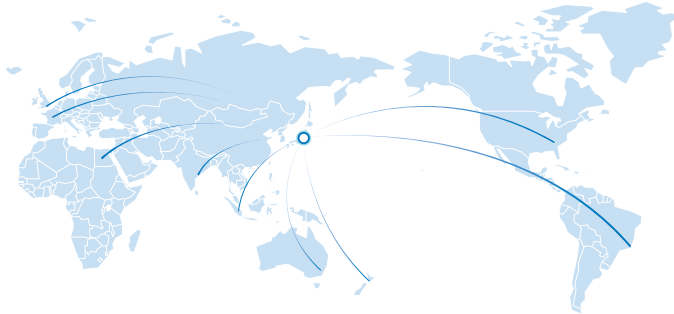
東京都港区六本木一丁目6番1号

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 経営ビジョン

VISION

for Startups—すべてはスタートアップのために。



世界で勝てる成長産業・成長企業を日本から生み出す

Value

Startups First

全ては日本の成長のために。スタートアップのために。
※スタートアップス=『進化の中心』にいることを選択する挑戦者達

Be a Talent

スタートアップスの最たる友人であり、パートナーであり、自らも最たる挑戦者たれ。
そして、自らの生き様を社会に発信せよ。

The Team

成長産業支援という業は、Teamでしか成し得られない。仲間のプロデュースが、日本を、スタートアップスを熱くする。

2 事業の内容

当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、スタートアップ企業（注1）を主として人材資源の側面からさまざまな支援を行い、新たな産業を創出することを目指しています。当社は、「タレントエージェンシー」及び「アクセラレーション」の2つのサービスを展開しており、これらを総称して「成長産業支援」と定義しております。当社の提供するサービスの内容及びその特徴は以下のとおりであります。

タレントエージェンシー

人材紹介サービス

スタートアップ企業に対し、成功報酬型人材紹介サービスを提供（売上の約9割を占める）

採用支援サービス

候補者の提案やターゲット人材の設定等のコンサルティングサービスを提供（月額固定報酬）

起業支援サービス

ベンチャーキャピタル（注2）／研究機関と連携した起業家創出プログラムを展開

アクセラレーション

オープンイノベーションサービス

大手企業に対し、スタートアップ企業に関する情報提供やマッチングなどのコンサルティングサービスを提供

採用ブランディングサービス

組織や採用プロセスに係るブランドイメージ向上に関するコンサルティングサービスを提供

STARTUPDB（注3）の運営

スタートアップ企業に関する統一データベースを運営

(1) タレントエージェンシーサービス

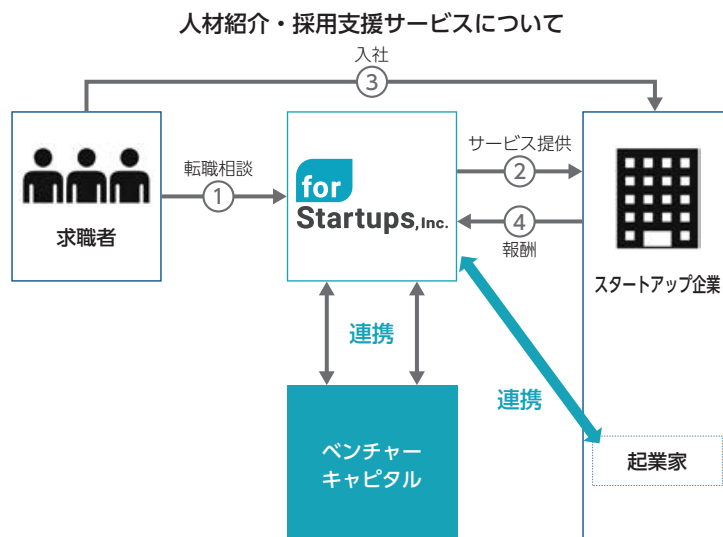
タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業に対して下記3種類のサービスを提供しております。

①人材紹介サービス

・サービスの内容

人材紹介サービスは、スタートアップ企業に対して、主として雇用期間の定めのない候補者を紹介し、当該候補者が入社した時点で、成功報酬としてのコンサルティングフィーを収受するサービスです。ベンチャーキャピタルや起業家（注4）と密な連携をとりつつサービス提供しております。

具体的なビジネスフロー図は下記のとおりです。



・サービスの特徴

特徴1：ベンチャーキャピタル・起業家との連携によるタイムリーな情報キャッチアップ

スタートアップ業界の変化は激しく、それに関連して人材ニーズも大きく変動します。このような中、スタートアップ企業に人的資源を最適配置するには、スタートアップ企業自体だけでなく、成長産業に対する広範かつ深い理解が重要である一方、情報のキャッチアップコストや候補者とのマッチングコストが高いという特徴があると考えております。また、スタートアップ企業は大手企業と比較して平均年収帯域が低い傾向にあるので、当該領域で収益性の向上を図っていくためには、スタートアップ企業に関連した幅広い情報収集力や企業側候補者側双方をマッチングさせる仕組みが必要と考えております。

当社は、当該課題を解決するために、ベンチャーキャピタルや起業家との密接な連携が可能な仕組みを構築しております。

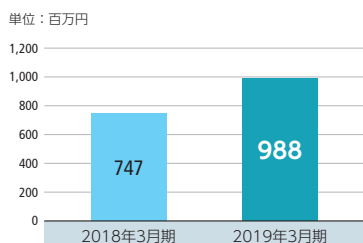
特徴2：独自アルゴリズムに基づくスタートアップデータベースの活用

我が国のスタートアップマーケットの特徴として、スタートアップ企業に関する客観的な情報の不足があると考えております。当社は、スタートアップ企業に関する公開情報に加え、上記特徴1にて収集した情報を基に、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当該数値化した情報を整理・序列化し、社内データベースとして蓄積しております。その上で、特に当社が成長性の高いと考えるスタートアップ企業（以下、有力スタートアップ企業）に対して優先的に人材紹介サービスを提供しております。社内のヒューマンキャピタリスト（注5）は、当該データベースへタイムリーにアクセス可能であり、有力スタートアップ企業に優先的に候補者をマッチングできる環境を実現していると考えております。

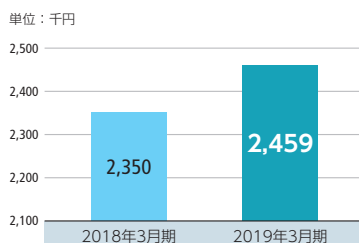
当社の考えるスタートアップ業界の特徴と当社の特徴

業界の特徴	問題点	当社の特徴
■ 変化のスピードが速い ■ スタートアップ企業に関する客観的情報が不足 ■ 大手企業と比較して平均年収帯域が低い	■ 情報のキャッチアップコストが高い ■ 候補者とのマッチングコストが高い ■ 経済合理性が低い (求職者・紹介会社)	特徴1 ベンチャーキャピタル・起業家との密な連携 (情報の収集) 特徴2 スタートアップデータベースの活用 (情報の整理・序列化)

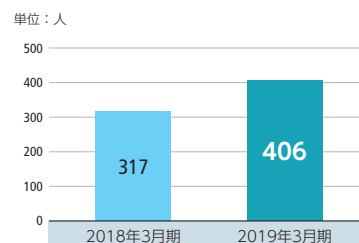
人材紹介サービスの売上高推移



人材紹介平均単価※1



人材紹介取引数※2



- ※1. 人材紹介平均単価は、特定期間における売上計上対象となった経営管理上の人材紹介売上高を上記の人材紹介取引数で除した数値です。紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、上記の経営管理上の人材紹介売上高では当該返金額を控除せず、集計しております。
- ※2. 人材紹介取引数は、特定期間における人材紹介数です。紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、当該返金対象取引も取引数に含めております。

②採用支援サービス

当社は、有力スタートアップ企業をより一層支援するため、採用支援サービスを提供しております。具体的には、当サービスの導入企業に対して、毎月一定数の候補者の提案や、ターゲット人材の設定等のコンサルティングサービス等を提供し、毎月定額のコンサルティングフィーを収受しております。

③起業支援サービス

我が国のスタートアップエコシステム（注6）の形成には、起業家数の増加が必要不可欠であると当社では考えており、以下のような起業支援サービスを行っております。

・ベンチャーキャピタルと連携した起業家創出プログラム

ベンチャーキャピタルと提携し、起業家の創出を行っております。具体的には、当社が発掘した起業希望者を提携するベンチャーキャピタルに紹介し、当該ベンチャーキャピタルが相談や起業サポートを行っております。当社が紹介した起業希望者が実際に起業に至った場合には、当社はベンチャーキャピタルから成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

・研究機関と連携した起業家創出プログラム

国内の研究機関（大学等）には、高い技術力をベースにした優れたアイディア・人材が多く存在しております。しかしながら、当該アイディアをビジネスとして実行できるケースは多くありません。我が国が誇る優れた技術を成長産業へ成長させるため、大学系ベンチャーキャピタルと連携して経営陣等の人材支援を行うこと等、起業サポートを行っております。当社が支援した経営陣等が実際に起業に至った場合には、当社は研究機関から成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

(2) アクセラレーションサービス

当社の新規事業として位置づけられるアクセラレーションサービスでは、人材支援以外の支援サービスを提供しており、具体的には、①オープンイノベーションサービス、②採用ブランディングサービスを展開しているほか、「STARTUP DB」の運営を行っております。

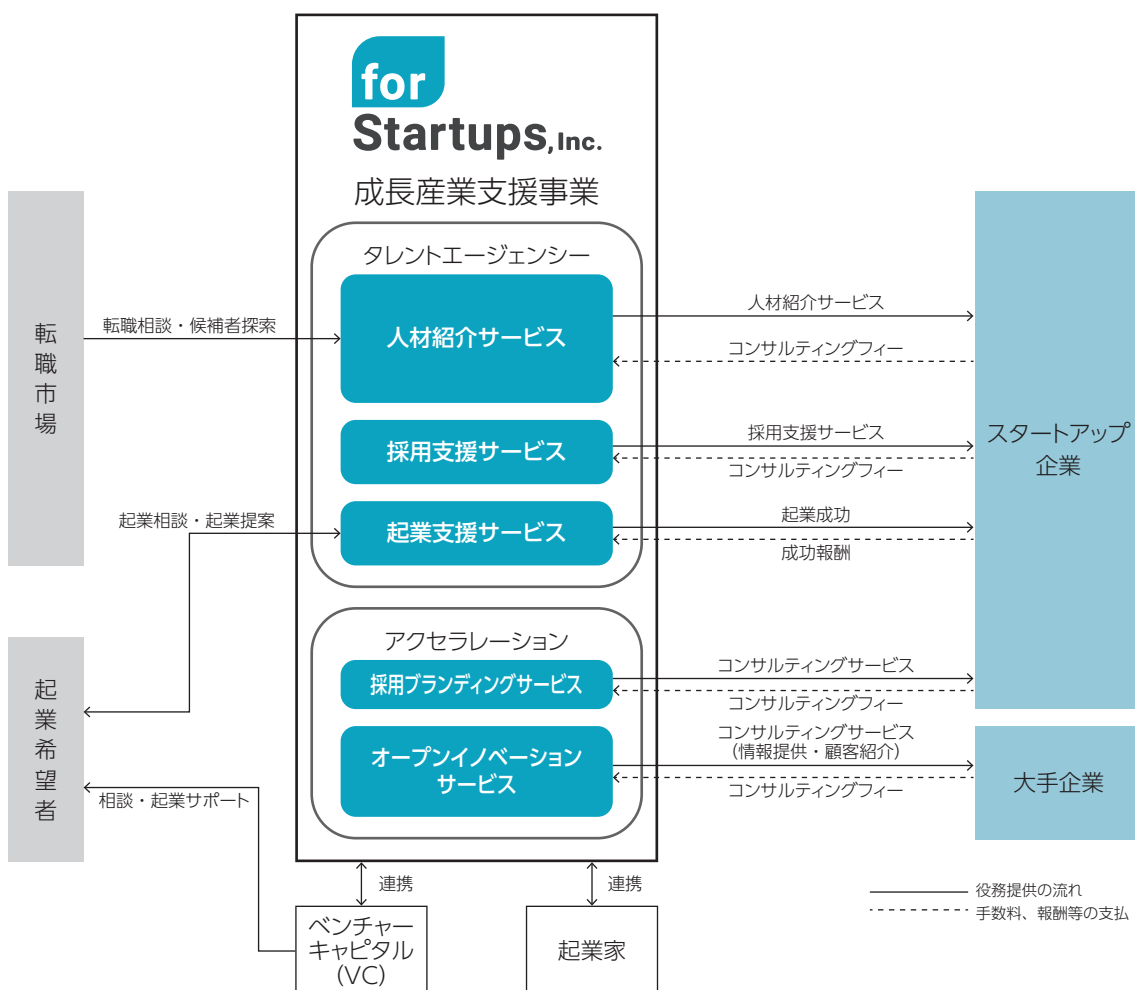
①オープンイノベーションサービス

大手企業は、イノベーション創出のために、スタートアップ企業と提携等を模索しておりますが、スタートアップ企業の探索コストやニーズのアンマッチ等の課題を抱えております。当社は、上記特徴2に記載のとおり、独自アルゴリズムに基づくスタートアップ企業のデータベースを活用し、大手企業に対し、スタートアップ企業に関する情報提供や顧客紹介等のコンサルティングサービスを提供しております。

②採用ブランディングサービス

優秀な人材を採用するには、魅力的なビジネスは勿論の事、組織としても魅力的である必要があります。当社は、多数のスタートアップ企業を支援した実績から得たノウハウや、当社と業務委託契約を締結したクリエイターのノウハウ等を活用し、スタートアップ企業へ組織や採用プロセスに係るブランドイメージの向上に関連したコンサルティングサービスを提供しております。

以上で述べた、当社の成長産業支援事業を、事業系統図として図示すると以下のとおりとなります。



3 中長期的な経営戦略

(1) 既存事業の更なる強化

当社は、引き続きスタートアップデータベースを活用し、成長性の高い有力スタートアップ企業に対し、経営幹部を中心とした人材をアサインすることで、更なる企業成長を促進し、その結果、更なる需要（人材・サービス）を生み出す、自律的な成長サイクルの構築を目指してまいります。

また、前述のサービスの特徴の強化と、サービスクオリティのより一層の向上を図り、成長産業の人材支援企業としてのポジショニングの確立に努め、タレントエージェンシー・アクセラレーション両サービスの今後の収益機会の拡大を目指してまいります。

(2) 新規事業領域の拡大

当社は、創業以来一貫してスタートアップ企業のサポートに特化した事業運営をしており、当該事業アセットを活用し、事業領域の拡大を図ります。

①タレントデータベースを活かしたビジネスの多角的展開

当社は、成約情報を含めた様々な人材に関する情報を蓄積しております。当社が保有するタレントデータベースを活かし、様々なニーズに対応した支援サービスを展開してまいります。

②データベースを活かした収益機会の拡大

当社が運営する「STARTUP DB」はスタートアップ企業に関するデータベースとして11,000社（2019年12月末現在）以上を収録しているほか、独自のアルゴリズムを背景に「数値化されたスタートアップ企業情報」を有しております。当社が有するタレントデータベースとスタートアップデータベースの双方を活かし、収益機会の拡大を図ってまいります。

③当社ブランドの確立による収益機会の拡大

当社とスタートアップ企業、ベンチャーキャピタル、大企業、大学・研究機関、専門組織・専門家との連携を強めていくことで、スタートアップエコシステムの中心的存在になることを目指しております。成長産業支援の中核的企業としてのブランドを確立して収益機会を拡大を図ってまいります。

【脚注、用語の説明】

- 注1. スタートアップ企業：高い成長性を有し、社会にイノベーションをもたらす企業
2. ベンチャーキャピタル：成長性の高い未上場企業等に対して投資を行う投資会社
3. STARTUP DB：スタートアップ・ベンチャー企業のデータベースと、起業家・投資家の方々のインタビューコンテンツや業界・企業分析等の独自リサーチコンテンツを統合した当社の情報プラットフォーム
4. 起業家：スタートアップ企業の創業者を含む経営陣
5. ヒューマンキャピタリスト：人材（ヒューマンキャピタル）を取り扱う当社のコンサルタント
6. スタートアップエコシステム：起業家・人材・投資家・大手企業・研究機関・起業風土等の社会的な環境が有機的に連携し、スタートアップ企業が自律的・持続的に創出される環境

4 業績等の推移

● 提出会社の経営指標等

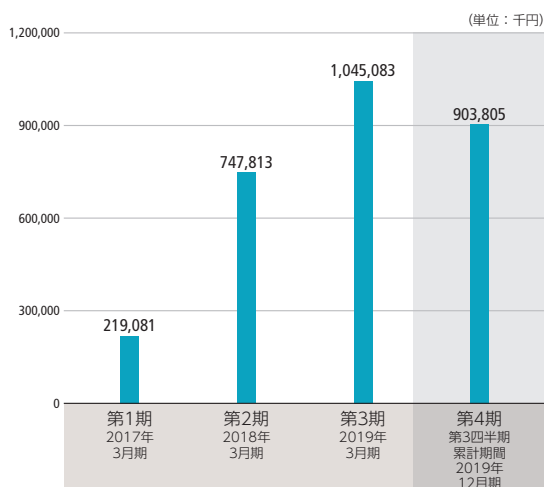
(単位：千円)

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期 第3四半期
決 算 年 月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
売上高	219,081	747,813	1,045,083	903,805
経常利益	6,390	196,156	274,010	244,968
当期（四半期）純利益	3,442	126,900	192,102	159,601
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—
資本金	15,000	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数 (株)	600	4,890	4,890	2,934,000
純資産額	33,442	161,004	353,109	512,293
総資産額	146,898	333,531	576,612	677,124
1株当たり純資産額 (円)	55,737.48	54.65	120.12	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	5,737.48	43.25	65.47	54.40
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.8	48.1	61.1	75.6
自己資本利益率 (%)	10.9	131.0	74.9	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	117,104	258,708	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	△64,138	△43,857	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	661	116	—
現金及び現金同等物の期末（四半期末）残高	—	126,782	341,749	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (人)	21 (3)	41 (11)	49 (18)	58 (17)

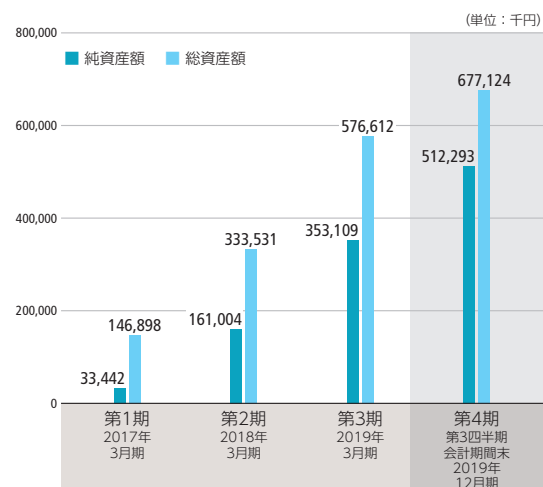
- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、発行済株式総数は2,934,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けております。また、第4期第3四半期の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第1期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
9. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 第4期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第4期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び従業員数については、第4期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 当社は2016年9月1日設立のため、第1期は、2016年9月1日から2017年3月31日までの7ヶ月間となっております。
13. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。
14. 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を通じて適用した後の指標等となっております。
15. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）]の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第1期	第2期	第3期	第4期 第3四半期
決 算 年 月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	11.40	54.65	120.12	—
1株当たり当期（四半期）純利益金額 (円)	1.17	43.25	65.47	54.40
潜在株式調整後1株当たり 当期（四半期）純利益金額 (円)	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

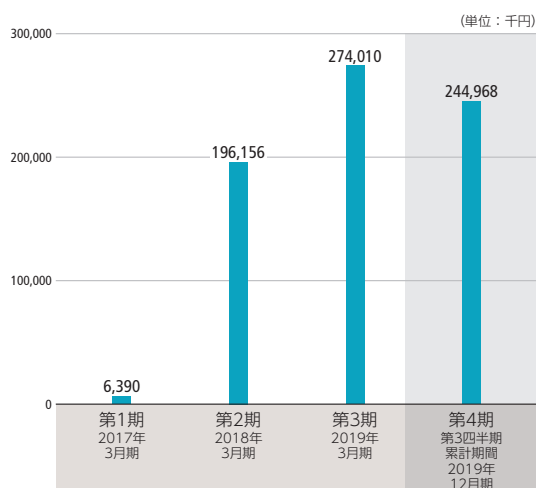
▶ 売上高



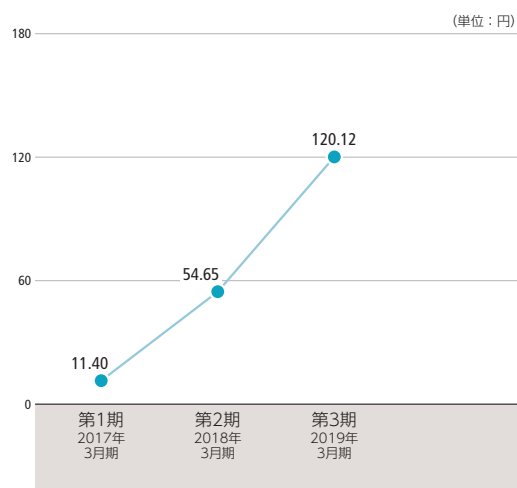
▶ 純資産額／総資産額



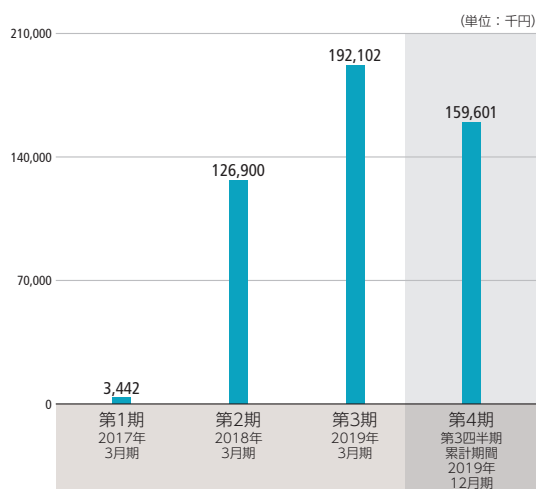
▶ 経常利益



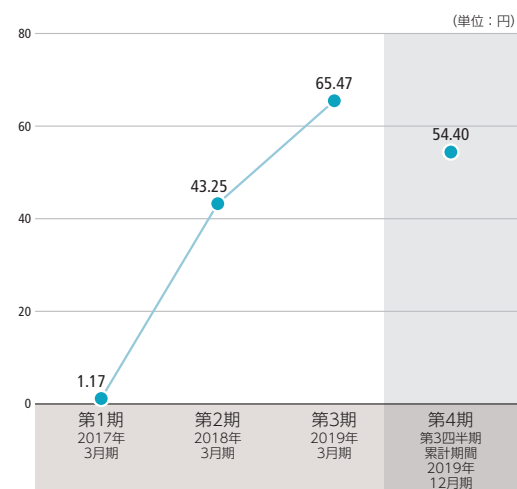
▶ 1株当たり純資産額



▶ 当期（四半期）純利益



▶ 1株当たり当期（四半期）純利益金額



(注) 1. 当社は2016年9月1日設立のため、第1期は、2016年9月1日から2017年3月31日までの7ヶ月間となっております。
 2. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っておりますので、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	12
3. 事業の内容	13
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	17
第2 事業の状況	18
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	18
2. 事業等のリスク	21
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	24
4. 経営上の重要な契約等	29
5. 研究開発活動	29
第3 設備の状況	30
1. 設備投資等の概要	30
2. 主要な設備の状況	30
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
2. 自己株式の取得等の状況	39
3. 配当政策	39
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	40

第5	経理の状況	50
1.	財務諸表等	51
(1)	財務諸表	51
(2)	主な資産及び負債の内容	82
(3)	その他	83
第6	提出会社の株式事務の概要	84
第7	提出会社の参考情報	85
1.	提出会社の親会社等の情報	85
2.	その他の参考情報	85
第四部	株式公開情報	86
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	86
第2	第三者割当等の概況	87
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	87
2.	取得者の概況	89
3.	取得者の株式等の移動状況	91
第3	株主の状況	92
	〔監査報告書〕	94

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月6日
【会社名】	フォースタートアップス株式会社
【英訳名】	for Startups, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 志水 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03 (6893) 0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03 (6893) 0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 258,400,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 912,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 182,400,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．2020年2月6日開催の取締役会決議によっております。

2．発行数については、2020年2月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4．上記とは別に、2020年2月6日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2020年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2020年2月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格または売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	200,000	258,400,000	139,840,000
計（総発行株式）	200,000	258,400,000	139,840,000

- （注）1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年2月6日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,520円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は304,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2020年3月5日(木) 至 2020年3月10日(火)	未定 (注) 4.	2020年3月12日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年2月21日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月4日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年2月21日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月4日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年2月6日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月4日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2020年3月13日(金) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、2020年2月26日から2020年3月3日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新宿支店	東京都新宿区新宿三丁目30番18号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	200,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年3月12日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	200,000	—

- (注) 1. 引受株式数については、2020年2月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月4日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
279,680,000	5,000,000	274,680,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,520円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額274,680千円については、「1 新規発行株式」の(注)4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限167,808千円と合わせて、①運転資金としてタレントエージェンシー・アクセラレーションの両サービス及び社内システム開発に係る採用費・人件費に、②設備資金として本社移転または増床に伴う設備投資に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

- ①タレントエージェンシー・アクセラレーション両サービスの事業拡大のための採用費・人件費及び社内システムの機能強化のための社内システム開発人員に係る採用費・人件費として352,435千円(2021年3月期に250,000千円、2022年3月期に102,435千円)を充当する予定であります。
②人員規模拡大に伴う本社移転または増床に係る設備投資として2021年3月期に90,053千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充當時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2020年3月4日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	600,000	912,000,000	東京都中野区本町一丁目32番2号 株式会社ウィルグループ 600,000株
計(総売出株式)	—	600,000	912,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち14,700株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2020年 3月5日(木) 至 2020年 3月10日(火)	100	未定 (注) 2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券 東京都港区赤坂一丁目12番 32号 マネックス証券株式会社 東京都千代田区麹町三丁目 3番6 丸三証券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一 丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目4番7号 極東証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目5番8号 いちよし証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 17番6号 岡三証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二 丁目6番11号 エース証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（2020年3月4日）に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売価と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売価決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	120,000	182,400,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 120,000株
計(総売出株式)	—	120,000	182,400,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2020年2月6日開催の取締役会において、野村證券株式会社が割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,520円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2020年 3月5日(木) 至 2020年 3月10日(火)	100	未定 (注) 1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社ウィルグループ（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年2月6日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式120,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 120,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2020年3月30日（月）

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2020年2月21日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2020年3月4日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2020年3月13日から2020年3月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社ウィルグループ、当社株主である志水雄一郎並びに当社新株予約権者である小原健、清水和彦、杉本容啓、恒田有希子、六丸直樹、戸村憲史及び菊池烈は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年6月10日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年9月8日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年2月6日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	219,081	747,813	1,045,083
経常利益 (千円)	6,390	196,156	274,010
当期純利益 (千円)	3,442	126,900	192,102
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	15,000	15,000	15,000
発行済株式総数 (株)	600	4,890	4,890
純資産額 (千円)	33,442	161,004	353,109
総資産額 (千円)	146,898	333,531	576,612
1株当たり純資産額 (円)	55,737.48	54.65	120.12
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,737.48	43.25	65.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.8	48.1	61.1
自己資本利益率 (%)	10.9	131.0	74.9
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	117,104	258,708
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△64,138	△43,857
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	661	116
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	126,782	341,749
従業員数 (人)	21	41	49
(ほか、平均臨時雇用者数)	(3)	(11)	(18)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、発行済株式総数は2,934,000株となっております。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
8. 第2期及び第3期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けております。なお、第1期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。

9. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
11. 当社は2016年9月1日設立のため、第1期は、2016年9月1日から2017年3月31日までの7ヶ月間となっております。
12. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
13. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
14. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第1期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、三優監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	11.40	54.65	120.12
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.17	43.25	65.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

当社の前身は、株式会社ウィルグループの子会社である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）において、2013年4月にスタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的としてネットジンザイバンク事業部を発足したことに始まります。その後、2016年9月に、業容拡大及び変化の速いスタートアップ企業に対して、より柔軟かつ機動的なサービス提供を行うために、同事業部を会社分割し、株式会社ネットジンザイバンクが設立されました。

当社設立以降の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
2016年9月	スタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的として株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部を会社分割し、分割会社を株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）（東京都中野区本町）として新設
2018年3月	フォースタートアップス株式会社に商号変更
2018年3月	業務拡張のため、本社を東京都港区六本木一丁目に移転
2018年5月	成長産業領域に特化した統一データベース「STARTUP DB」をリリース
2019年4月	オープンイノベーション（注）を中心としたアクセラレーションサービスを開始
2019年7月	Crunchbase, Inc.（米国）との業務提携を開始

（注）組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイディア等の資源の流入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと

3【事業の内容】

近年、AI、IoT、ロボット、ビックデータ、ブロックチェーン等、第4次産業革命と呼ばれるデジタル技術の発展を背景に、新産業が創出され、「GAFA（Google Apple Facebook Amazonの総称）」と呼ばれるような巨大新興企業が世界で台頭しつつあります。また、米国・中国を中心に世界では新たな産業やユニコーン企業（注1）が次々と生まれており、国家競争力の確保において新興企業は無視できない存在になっております。

我が国の国際競争力は1990年代初頭には世界1位であったところ、直近の2019年では世界30位まで低下しております（注2）。国際競争力の低下には、様々な要因がありますが、一つの要因としてスタートアップエコシステム（注3）の構築が発展途上であることが挙げられます。グローバリゼーションを勝ち抜く国際的な競争力を有した企業を生み出すには、如何にイノベーションを創出できるかが重要であり、イノベーションの創出にはスタートアップエコシステムの構築・発展が必要不可欠と当社は考えております。

我が国においても、政府の成長戦略においてスタートアップ企業（注4）支援の重要性が叫ばれていることに加え、近年のオープンイノベーション機運の高まりもあり、スタートアップ企業の認知度や存在意義は高まりつつあります。実際に、我が国のベンチャーキャピタル等による投資額は2018年度で2,778億円（注5）と増加傾向にあり、現在我が国においては、第4次スタートアップブームが到来しているといわれております。

しかしながら、企業成長を支える原動力は「人材」であり、イノベーションを担うスタートアップ企業の成長やスタートアップエコシステムの継続的な発展には、人材の確保がなければ成り立ちません。終身雇用と年功序列という日本型人事管理制度は崩れつつあるとはいえ、依然として根強く残存しており、スタートアップ企業への転職は一般的とはいえない状態にあります。

当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、新たな産業を創出することを目指し「タレントエージェンシー」及び「アクセラレーション」の2つのサービスを展開しており、これらを総称して「成長産業支援」と定義しております。タレントエージェンシーサービスは、主としてスタートアップ企業に対して人材支援サービスを提供しており、アクセラレーションサービスは主として大手企業に対し、オープンイノベーションサービスを提供しております。

なお、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりませんが、当社の提供するサービスの内容及びその特徴は以下のとおりであります。

（1）タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業に対して人材支援サービスを提供しており、具体的には、①人材紹介サービス、②採用支援サービス、③起業支援サービスに区分されます。それぞれのサービスの内容・特徴は以下のとおりであります。

①人材紹介サービス

・サービスの内容

人材紹介サービスは、スタートアップ企業に対して、主として雇用期間の定めのない候補者を紹介し、当該候補者がスタートアップ企業等に入社した時点で、成功報酬としてのコンサルティングフィーを収受しております。また、入社後一定期間経過前に候補者が自己都合退職した場合には、収受した報酬の一定割合を返金しております。

具体的な運営としては、以下のとおりであります。

当社のヒューマンキャピタリスト（注6）がスタートアップ企業から求人情報を獲得し、当該求人内容に合致する候補者を、主として株式会社ビズリーチ等が運営する他社の人材データベースを利用して発掘し、マッチングしております。当社は、スタートアップ企業に人的資源を最適配置することを事業目的としていることから、国内の人材紹介会社の多くが採用する登録型（注7）ではなく、求人ニーズに合致した人材を効率的に発掘できるハンティング型（注8）を採用しております。

・サービスの特徴

特徴1：ベンチャーキャピタル・起業家との連携によるタイムリーな情報キャッチアップ

イノベーションの創出源泉となる新たなテクノロジーは、ガートナー社が公表しているハイブサイクル（注9）に代表されるように移り変わりが激しく、その結果としてスタートアップ企業の人材ニーズも大きく変動します。スタートアップ企業に人的資源を最適配置するには、スタートアップ企業自体だけでなく、成長産業に対する広範かつ深い理解が重要である一方、情報のキャッチアップコストや候補者とのマッチングコストが高いという特徴があると考えております。また、スタートアップ企業は大手企業と比較して平均年収帯域が低い傾向にあるので、当該領域で収益性の向上を図っていくためには、スタートアップ企業に関連した幅広い情報収集力や企業側候補者側双方をマッチングさせる仕組みが必要と考えております。

当社は、当該課題を解決するために、ベンチャーキャピタル（注10）や起業家（注11）と密な連携を行っております。

これは、未公開企業への投資活動を専門に行っているベンチャーキャピタルは、投資背景等のスタートアップ企業に関する客観的な情報を保有しており、起業家は企業の将来的な展望や起業背景等の内面的な情報を保有していることから、ベンチャーキャピタル及び起業家と緊密な連携を行うことで、スタートアップ企業に関する様々な情報のタイムリーなキャッチアップが可能と当社が判断していることに因ります。

具体的には、独立系大手のベンチャーキャピタルである株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズやインキュベイトファンド株式会社等の複数のベンチャーキャピタルと定期的に情報交換を実施するとともに、起業家との勉強会を定期的に開催することで、起業家と当社のヒューマンキャピタリストが直接連携できる仕組みを構築しております。当社は同一のヒューマンキャピタリストがクライアント企業及び候補者を担当する両面型の運営方式を採用しておりますので、当該仕組みによりキャッチアップされた情報がそのまま候補者への高い訴求力へとつながり、結果として採用難易度が高いスタートアップ経営幹部ポジション（CEO、CFO、事業責任者等の経営幹部層）の採用に結びついていると考えております。

特徴2：独自アルゴリズムに基づくスタートアップデータベースの活用

我が国のスタートアップマーケットの特徴として、スタートアップ企業に関する客観的な情報の不足があると考えております。当社の前身であるネットジンザイバンク事業部は、2015年12月に、STARTUP DB（注12）の前身である企業データベースメディア「Cotobe」をリリース後、スタートアップ企業に関する公開情報を継続して収集し、2018年5月に統一データベース「STARTUP DB」として無料公開を行っております。

2019年12月末現在では、「STARTUP DB」の掲載企業数は11,000社を超え、スタートアップ企業の事業内容のほか、役員情報や資金調達情報、登記簿情報から算出した想定時価総額等を掲載しており、マスコミとも連携してスタートアップ企業に関する情報を積極的に発信しております。

当該公開情報に加え、上記特徴1にて収集した情報を基に、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当該数値化した情報を整理・序列化し、社内データベースとして蓄積しております。その上で、特に当社が成長性の高いと考えるスタートアップ企業（以下、有力スタートアップ企業）に対して優先的に人材紹介サービスを提供しております。これは、有力スタートアップ企業は調達資金額も多く、人材ニーズが高いことに加え、有力スタートアップ企業に人的資源を最適配置することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新サービスや成長産業の創出につながると当社が考えていることに因ります。社内のヒューマンキャピタリストは、当該データベースへタイムリーにアクセス可能であり、有力スタートアップ企業に優先的に候補者をマッチングできる環境を実現していると考えております。

②採用支援サービス

当社は、有力スタートアップ企業をより一層支援するため、採用支援サービスを提供しております。具体的には、当サービスの導入企業に対して、毎月一定数の候補者の提案や、ターゲット人材の設定等のコンサルティングサービス等を提供し、毎月定額のコンサルティングフィーを収受しております。

③起業支援サービス

我が国のスタートアップエコシステムの形成には、起業家数の増加が必要不可欠であると当社では考えており、以下のような起業支援サービスを行っております。

・ベンチャーキャピタルと連携した起業家創出プログラム

ベンチャーキャピタルと提携し、起業家の創出を行っております。具体的には、当社が発掘した起業希望者を提携するベンチャーキャピタルに紹介し、当該ベンチャーキャピタルが相談や起業サポートを行っております。当社が紹介した起業希望者が実際に起業に至った場合には、当社はベンチャーキャピタルから成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

・研究機関と連携した起業家創出プログラム

国内の研究機関（大学等）には、高い技術力をベースにした優れたアイデア・人材が多く存在しております。しかしながら、当該アイデアをビジネスとして実行できるケースは多くありません。我が国が誇る優れた技術を成長産業へ成長させるため、大学系ベンチャーキャピタルと連携して経営陣等の人材支援を行うこと等、起業サポートを行っております。当社が支援した経営陣等が実際に起業に至った場合には、当社は研究機関から成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

(2) アクセラレーションサービス

当社の新規事業として位置づけられるアクセラレーションサービスでは、人材支援以外の支援サービスを提供しており、具体的には、①オープンイノベーションサービス、②採用ブランディングサービスを展開しているほか、「STARTUP DB」の運営を行っております。

①オープンイノベーションサービス

大手企業は、イノベーション創出のために、スタートアップ企業と提携等を模索しておりますが、スタートアップ企業の探索コストやニーズのアンマッチ等の課題を抱えております。当社は、上記特徴2に記載のとおり、独自アルゴリズムに基づくスタートアップ企業のデータベースを活用し、大手企業に対し、スタートアップ企業に関する情報提供や顧客紹介等のコンサルティングサービスを提供しております。

②採用ブランディングサービス

優秀人材を採用するには、魅力的なビジネスは勿論の事、組織としても魅力的である必要があります。当社は、多数のスタートアップ企業を支援した実績から得たノウハウや、当社と業務委託契約を締結したクリエイターのノウハウ等を活用し、スタートアップ企業へ組織や採用プロセスに係るブランドイメージの向上に関連したコンサルティングサービスを提供しております。

[脚注、用語の説明]

注1. ユニコーン企業

企業価値または時価総額10億ドル以上の未公開企業

2. 出典：IMD World Competitiveness ranking 2019

(IMD：International Institute for Management Development)

3. スタートアップエコシステム

起業家・人材・投資家・大手企業・研究機関・起業風土等の社会的な環境が有機的に連携し、スタートアップ企業が自律的・持続的に創出される環境

4. スタートアップ企業

高い成長性を有し、社会にイノベーションをもたらす企業

5. 出典：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」

6. ヒューマンキャピタリスト

人材（ヒューマンキャピタル）を取り扱う当社のコンサルタント

7. 登録型

求職者の登録媒体を設け、求職者を集めるビジネスモデル

8. ハンティング型

求人情報に合致する人材に対し紹介会社側から接触を図るビジネスモデル

9. ハイプサイクル

世界有数のリサーチ&アドバイザリー企業であるガートナー社が公表している、特定の技術の成熟度、採用度、社会への適用度を示す用語

10. ベンチャーキャピタル

成長性の高い未上場企業等に対して投資を行う投資会社

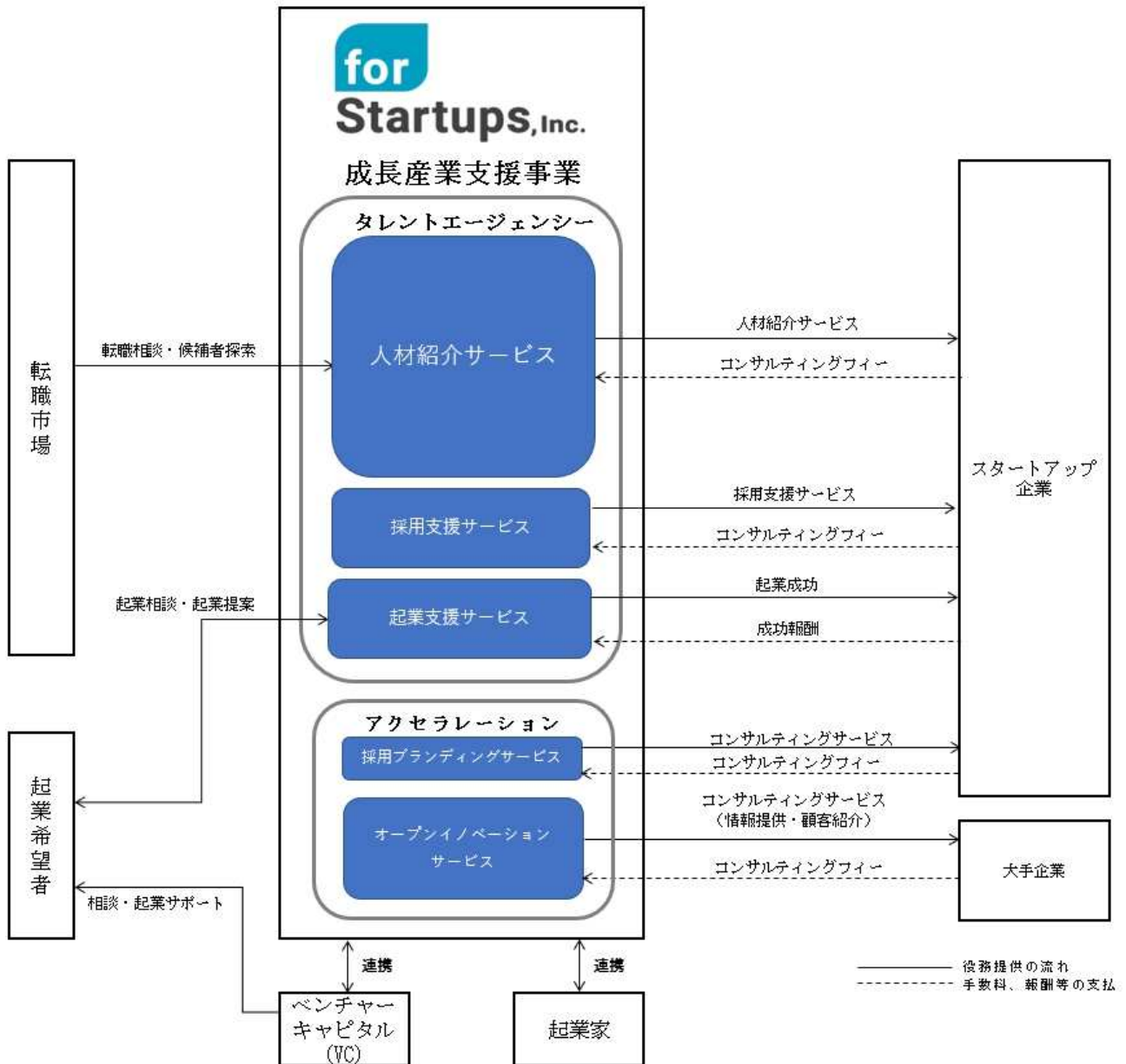
11. 起業家

スタートアップ企業の創業者を含む経営陣

12. STARTUP DB

スタートアップ・ベンチャー企業のデータベースと、起業家・投資家の方々のインタビューコンテンツや業界・企業分析等の独自リサーチコンテンツを統合した当社の情報プラットフォーム

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ウィルグループ (注) 2	東京都中野区	2,017	セールスアウトソーシング事業、コールセンターアウトソーシング事業、ファクトリーアウトソーシング事業、海外HR事業	被所有 92.0	当社の親会社 役員の兼任 2名

(注) 1. 当社の報告セグメントは成長産業支援事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、親会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
58(17)	31.1	1.65	6,097

当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、本部別に記載しております。

名称	従業員数 (人)
タレントエージェンシー本部	42 (1)
アクセラレーション本部	6 (14)
全社 (共通)	10 (2)
合計	58 (17)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、タレントエージェンシー本部、アクセラレーション本部以外に所属しているものであります。

4. 従業員が最近1年間に於いて、11名増加したのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

（1）経営方針

当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、スタートアップ企業を主として人的資源の側面から支援することで新産業を創出し、社会に貢献してまいります。

（2）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な事業拡大と企業価値向上のため、経営の効率化を図るとともに、売上高及び営業利益を重要指標としてとらえ、各種経営課題への対応を図っております。

（3）経営環境及び中長期的な経営戦略

・経営環境

近年、海外ではスタートアップ企業が大きな注目を集め、世界的にイノベーションの創出基盤としてのスタートアップ企業に期待が集まっております。我が国においても、「未来投資戦略」においてスタートアップ企業の重要性が提唱され、経済産業省主導による「J-Startup」プログラムの開始や、福岡市が国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に指定される等、国や自治体を挙げたスタートアップ支援策が実施されております。また、徐々にではあるものの、人材がスタートアップ企業に流入するようになり、大手企業によるスタートアップ企業との連携（オープンイノベーション）事例も増加傾向にあります。

以上を背景に、我が国のベンチャーキャピタル等による投資額は2018年度で2,778億円（注1）と増加傾向にあります。加えて、「未来投資戦略2016」において、国内のベンチャーキャピタル投資額の増加は国家戦略に掲げられており、スタートアップ企業に対する投資の増加傾向は、当面継続することが推測されております。スタートアップ企業において、調達資金の多くは人材採用に充当されるケースが多く、当社の主力サービスのタレントエージェンシーにとって好環境下にあります。

・経営戦略

上記経営環境の中、当社は、主力であるタレントエージェンシーサービスをより一層強化するとともに、アクセラレーションサービスの拡充により、スタートアップ企業の成長を加速させ、スタートアップ企業を支援する「成長産業支援」のリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。具体的な経営戦略については以下のとおりです。

①スタートアップエコシステムの形成による自律的成長サイクルの構築

スタートアップエコシステムの形成においては、①起業家人材の創出、②リスクマネーの供給、③優秀人材の確保、④大手企業や研究機関の協力、⑤会計・法務・知財等の専門知識のサポート、⑥起業文化の醸成、⑦EXIT環境の整備等が必要と当社は考えております。当社は、このうち、特に「優秀人材の確保」が重要と考えております。

当社は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当社が成長性の高いと考えるスタートアップ企業（有力スタートアップ企業）を選定し、優先的に支援サービスを提供する仕組みを構築しております。これは、有力スタートアップ企業に人的資源を最適配置することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新産業の創出につながると当社が考えていることに因ります。

当社は、成長性の高い有力スタートアップ企業に対し、経営幹部を中心とした人材をアサインすることで、更なる企業成長を促進し、その結果、更なる需要（人材・サービス）を生み出す、自律的な成長サイクルの構築を目指してまいります。

②成長産業の人材支援企業としてのポジショニング確立

売上高の大部分を占めるタレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業向けに人材支援サービスを提供しております。

我が国のスタートアップ企業への投資は増加傾向にありますが、GDP比で0.04%（注2）と諸外国と比較して未だ小さく、人材がスタートアップ企業へ流入する潮流も未だ発展途上であることから、当社が属するマーケットは成長余地が大きいと認識しております。スタートアップ企業の調達資金の多くが人材採用に充てられることから、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載した特徴の強化と、サービスクオリティのより一層の向上を図り、成長産業の人材支援企業としてのポジショニングの確立に努め、タレントエージェンシー・アクセラレーションの両サービスの今後の収益機会の拡大を目指してまいります。

③持続的な競争優位の確保

当社は、事業運営を通じて、スタートアップ企業に関する定量・定性情報を蓄積しているほか、多数の経営幹部の支援によるノウハウを蓄積しております。当該情報やノウハウは、独自アルゴリズムを用いた「数値化されたスタートアップ企業情報」として可視化され、タレントエージェンシー・アクセラレーション両サービスの競争優位の源泉となっております。スタートアップ業界は日々目まぐるしく変化していることから、一般的に情報が陳腐化しやすく、参入障壁が低い人材紹介やコンサルティングビジネスにおいて障壁として有効に機能するものと考えております。今後も、独自アルゴリズムの強化やベンチャーキャピタル・起業家とのより緊密な連携により、当該競争優位性の維持・確保に努めてまいります。

④オペレーションの改革による生産性向上（タレントエージェンシーサービス）

タレントエージェンシーサービスにおいて当社は、同一のヒューマンキャピタリストがクライアント企業及び候補者を担当する両面型の運営方式を採用しております。両面型には、採用スピード向上といったメリットがある一方、業務管理プロセスにおいて、一定の工数が生じる等のデメリットも存在します。当社は、自社でエンジニアを抱え、当該プロセスの継続的な改善活動を実行することで、中長期的な生産性向上を図ってまいります。

⑤バリューを体現した人材採用及び育成

当社の運営するタレントエージェンシー及びアクセラレーション両サービスの最も重要な資産は「人」であり、企業成長には人材成長が欠かせないと認識しております。当社は、経営ビジョンである「for Startups」を実現するために、従業員の目指すべきバリュー（価値観）として、以下の3つを重視しております。

- ・「Startups First」

全ては日本の成長のために。スタートアップのために。

※スタートアップス＝『進化の中心』にいることを選択する挑戦者達

- ・「Be a Talent」

スタートアップスの最たる友人であり、パートナーであり、自らも最たる挑戦者たれ。そして、自らの生き様を社会に発信せよ。

- ・「The Team」

成長産業支援という業は、Teamでしか成し得られない。仲間のプロデュースが、日本を、スタートアップスを熱くする。

当社は、当該バリューを体現した「強い個人」を一人でも多く輩出することが、組織成長に寄与すると考えていることから、従業員に対し、社内外において様々な成長機会の提供を行っております。今後も、社内外での様々な教育研修機会の提供を通じて、人材の採用・育成を強化してまいります。

⑥コアコンピタンスを活用した事業領域の拡大

当社は、創業以来一貫してスタートアップ企業のサポートに特化した事業運営をしており、当該事業アセットを活用し、事業領域の拡大を図ってまいります。

- ・タレントデータベースを活かしたビジネスの多角的展開

当社は、成約情報を含めた様々な人材に関する情報を蓄積しております。当社が保有するタレントデータベース（人材データベース）を活かし、様々なニーズに対応した支援サービスを展開してまいります。

- ・データベースを活かした収益機会の拡大

我が国のスタートアップマーケットに関する情報は網羅的に一元化されていないことが課題と当社は考えております。当社が運営する「STARTUP DB」はスタートアップ企業に関するデータベースとして11,000社(2019年12月末現在)以上を収録しているほか、独自のアルゴリズムを背景に「数値化されたスタートアップ企業情報」を有しております。当社が有するタレントデータベースとスタートアップデータベースの双方を活かし、収益機会の拡大を図ってまいります。

- ・当社ブランドの確立による収益機会の拡大

当社は、成長産業支援を事業目標としており、当社とスタートアップ企業、ベンチャーキャピタル、大企業、大学・研究機関、専門組織・専門家との連携を強めていくことで、スタートアップエコシステムの中心的存在になることを目指しております。成長産業支援の中核的企業としてのブランドを確立させ、収益機会の拡大を図ってまいります。

(注) 1. 出典：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」

2. 出典：ベンチャーチャレンジ2020「我が国ベンチャーを巡る課題と今後の対応の方向性」

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当社の対処すべき課題としては、既存事業の拡大、収益性の向上、内部管理体制の整備が重要であると認識しております。

①サービスの認知度向上

当社は、創業以来、マスメディアを活用した広報活動は行っておらず、スタートアップ向けのイベント等のターゲットを絞った広報活動のみ実施してまいりました。一方で、当社の経営ビジョンである「for Startups」や、スタートアップエコシステムの形成、各サービスの継続的な高成長を実現するためには、タレントエージェンシー・アクセラレーション両サービスともに、サービスの認知度向上が必要不可欠であると考えております。今後、費用対効果を慎重に検討した上で、より幅広い広告宣伝活動を検討してまいります。

②優秀人材の確保

日々目まぐるしく変化するスタートアップ業界において、顧客満足度を高めるには優秀人材の確保が欠かせないものとなっております。また、当社の成長に応じた組織体系の強化により、タレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリストのみならずエンジニアや高いスキルを有したトップタレント等の幅広い分野での人材の確保が課題と考えております。継続的に人材採用をするためにEVP（Employee Value Propositionの略。企業が従業員へ提供できる価値）を拡充させつつ、社内外の教育研修を通じた育成により当該課題に対応してまいります。

③タレントエージェンシーサービスにおける生産性の向上

タレントエージェンシーサービスの売上規模の拡大には、ヒューマンキャピタリストの増員のほか、一人当たりの生産性向上も必要であります。社員間のコミュニケーションの活性化や教育研修といった人材育成施策のほか、社内業務管理システムの機能強化や業務プロセスの改革による業務効率の改善を通じて、更なる生産性の向上に対応してまいります。

④スタートアップエコシステム形成へ向けた外部パートナーとの連携（アクセラレーションサービス）

当社が持続的に成長するためには、スタートアップエコシステムの形成が必要不可欠であります。アクセラレーションサービスの業容拡大に向け、ベンチャーキャピタルや大手企業、プロフェッショナルファーム等と提携し、新サービスの開発を図ってまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社は、ビジネス上、個人情報や企業情報を含め、機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社は、各リスクの発生可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

（１）事業環境に関するリスク

①市場環境について

当社が運営しているタレントエージェンシー・アクセラレーションの両サービスは国内のスタートアップ企業向けサービスまたはそれに関連したサービスを提供しており、潜在的に国内におけるスタートアップ企業の企業動向・求人需要等に影響を受けております。特に、当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業の求人ニーズに影響を受ける可能性があり、国内外の経済情勢や景気動向の悪化等により、スタートアップ企業数やスタートアップ企業に対する資金供給が著しく減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②競合について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、「有料職業紹介事業」に該当しております。「有料職業紹介事業」は許可事業ではあるものの、参入障壁が低く各分野にて多数の同業他社が存在し、厚生労働省の調査によれば、有料職業紹介事業の民営職業紹介事業所数は近年増加傾向にあります。当社は、既存の人材紹介サービスの多くを占める総合人材紹介型や業界特化型、広告型とは異なり、スタートアップ企業に特化したサービスを展開しておりますが、今後、同業他社が同様のサービスを展開し、競争が激化した場合等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（２）事業内容に関するリスク

①株式会社ビズリーチとの関係について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、自社媒体を有して求職者を確保する登録型ではなく、他社が運営する媒体を利用して求職者を確保するハンティング型を採用しております。本書提出日現在において、株式会社ビズリーチが運営する「ビズリーチ」経由での取引が高い比率を占めております（第3期事業年度における売上高のうち、「ビズリーチ」経由での売上高は全体の65.4%を占めております）。当社は、今後も同社との良好な関係を保ちつつ取引を行うことに加え、複数媒体の利用推進によるリスク低減を図っておりますが、将来的に同社との取引関係において変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②紹介者の自己都合退職について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスでは、求人企業に候補者が入社後、一定期間内に自己都合退職した場合には成功報酬の一部を返金する契約を締結し、サービスを提供しております。当社は、クライアント企業との綿密な連携により、採用のミスマッチを防止する施策をとっておりますが、何らかの理由により、早期自己都合退職者が増加した場合には、収受した報酬の返金が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③法的規制について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、職業安定法に基づき、「有料職業紹介事業」として厚生労働大臣から許可を受けております。当該許可は5年毎の更新が必要なほか、職業安定法第32条の9に欠格事由が定められております。本書提出日現在において、当社は欠格事由（法人であって、その役員のうちに禁固以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの等に該当する者がある、届け出違反等）に該当してはおりませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事項等に該当した場合には、許可の取り消し、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあります。その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社の許可番号及び許可期間は以下のとおりです。

許可番号	13-ユ-307946
許可期間	2019年9月1日～2024年8月31日

④個人情報保護について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスでは、多数の個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の管理徹底を図るべく、「個人情報等管理規程」を制定するとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得し、プライバシーマークの運用規定に準拠し、社内教育の徹底を図っております。このような取り組みにもかかわらず、外部からの不正アクセスや、当社役職員の故意または過失により個人情報が流出した場合には、当社への損害賠償請求やブランド価値の毀損、社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

①特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である志水雄一郎は、当社の前身である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部において事業部長を務め、分社化以降も継続して代表取締役を務めております。同氏は、個人としても当社のトップヘッドハンターであり、タレントエージェンシーサービスにおける人材紹介売上高のうち、一定の売上高を占めているほか、当社の経営方針やブランディングにおいて重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しないよう、人員体制や権限委譲等の経営組織の強化等を適切に図っておりますが、今後、何らかの理由により、同氏の業務執行が困難な状況となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材確保及び育成について

当事業のさらなる拡大及び企業価値の継続的な向上のためには、人材の確保や人材育成が重要と認識しております。特にタレントエージェンシーサービスにおいては人材の確保が必要不可欠であるとともに、期待通りの効果を発揮するまでに、一定の育成期間を要することがあります。当社は、全社を挙げて人材採用・育成に取り組んでおりますが、当社が求める人材が適時適切に確保されなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③内部管理体制について

当社は、企業価値を継続的に向上させていくためには、適切な内部管理体制の構築が必要不可欠と判断しておりますが、当社は、設立からまだ間もなく、未だ発展途上にあると認識しております。内部統制システムの適切な整備・運用に努めておりますが、今後、事業の急激な拡大に応じた内部管理体制の整備・運用が行われなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社に関するリスク

①親会社が株主総会の決議事項に関する支配権または重大な影響力を有することについて

本書提出日現在において、当社発行済株式総数のうち92.0%は株式会社ウィルグループが保有しており、当社の上場後も引き続き当社の株式の過半数を所有する方針であると同っております。その結果、当社取締役の選任・解任、合併その他組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社定款の変更及び剰余金の配当等の基本的事項決定権または拒否権に関して、他株主の意向にかかわらず株式会社ウィルグループが影響を与える可能性があります。なお、当社が株式会社ウィルグループに対し事前承認を必要とする事項はなく、当社は独自に経営の意思決定を行っております。

②役員の兼任について

当社の役員（取締役6名、監査役3名）のうち、大原茂氏は株式会社ウィルグループ及びその主要な子会社の代表取締役を、澤田静華氏は株式会社ウィルグループ及びその主要な子会社の監査役を兼任しております。これは、当社の主力サービスであるタレントエージェンシーは、人材ビジネスであり、長年人材ビジネスを営んできた株式会社ウィルグループにおける両氏の経営・監査に係る知見を当社の経営体制強化に活かすことを目的としていることに因ります。

③取引関係について

当社は、第2期事業年度末まで当社の管理業務を株式会社ウィルグループに委託しておりましたが、第3期事業年度において、株式会社ウィルグループ及びその子会社との継続的な取引は全て解消しており、従業員の出向及び出向受入もありません。本書提出日現在において、今後も株式会社ウィルグループ及びその子会社との取引を実行する予定はありませんが、関連当事者との取引については、当該取引の経済合理性について社内規程に定められた承認を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

④人材ビジネスにおける関係について

株式会社ウィルグループと当社は「人材ビジネス」という広義のビジネス領域では共通しますが、株式会社ウィルグループは派遣ビジネスを主要事業としており、有料職業紹介事業を行っている他のグループ会社は、製造業やセールスアシスタント等の業界・職種に特化したビジネスモデルで、当社のようにスタートアップ企業を対象にした有料職業紹介事業を営む会社はなく、競合関係はありません。しかし、今後、当社の経営方針及び事業展開を変更した場合、または、株式会社ウィルグループまたはその子会社が経営方針及び事業展開を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、我が国の成長産業支援の中心的な役割を担うためには、知名度や社会的信用度のより一層の向上を図り、スタートアップマーケットにおける人材支援企業の中心的存在としてのポジショニングを確立させる必要があると考えており、そのために上場を選択しております。

(5) その他のリスク

①訴訟について

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社の事業運営上、提供サービスの不備や個人情報・機密情報の漏洩、契約違反等により、訴訟を提起された場合には、当社ブランドの毀損や社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

②情報システムについて

当社の事業運営上、情報ネットワークやコンピューターシステムを多岐にわたり利用しており、データベースはクラウド上に保存しております。災害・事故等によるネットワーク障害やサーバーダウン等のシステム障害、第三者による不正アクセスが生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③新株予約権の行使による株式価値希薄化について

当社は、当社役職員に対して業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストックオプションを付与しております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、528,000株であり、発行済株式総数に潜在株式数を加えた合計の3,462,000株の15.3%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

④配当政策について

当社は、設立以降、配当実績がありません。株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大、収益力強化のための必要投資に充当し、企業価値を向上させることが当面の課題と考えております。現時点において、配当の実施及びその実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績、財政状態及び内部留保とのバランス等を統合的に勘案しながら配当の実施を目指していく方針であります。

⑤資金使途について

当社の今回の公募増資に伴う調達資金の使途については、今後のタレントエージェンシー及びアクセラレーション両サービスの業容拡大に向けた採用育成を含む人的投資や人員規模拡大に伴う本社拡張費に充当する予定であります。しかしながら、今後の環境変化等により、資金使途計画以外の使途に充当する可能性や、想定通りの成果をあげられない可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

①財政状態の状況

第3期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（資産）

当事業年度末における資産合計は576,612千円となり、前事業年度末に比べ243,081千円増加しました。これは、主として売上伸長に伴い現金及び預金が214,967千円、売掛金が8,070千円増加したことによるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は223,502千円となり、前事業年度末に比べ50,976千円増加しました。これは、主として未払法人税等が54,809千円、未払消費税等が31,307千円増加した一方、未払金が37,915千円減少したことによるものであります。これは、主として2018年3月の本社移転に伴い、本社設備の未払金を2018年3月に計上したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は353,109千円となり、前事業年度末に比べ192,105千円増加しました。これは、主として当期純利益の計上により利益剰余金が192,102千円増加したことによるものであります。

第4期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

（資産）

当第3四半期会計期間末における資産合計は677,124千円となり、前事業年度末に比べ100,511千円増加しました。これは、主として投資有価証券が44,470千円増加し、売上高の増加に伴い現金及び預金が61,206千円増加したことによるものであります。

（負債）

当第3四半期会計期間末における負債合計は164,831千円となり、前事業年度末に比べ58,671千円減少しました。これは、主として未払法人税等が41,424千円、未払消費税等が8,913千円、賞与引当金が7,364千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は512,293千円となり、前事業年度末に比べ159,183千円増加しました。これは、主として四半期純利益の計上により利益剰余金が159,601千円増加したことによるものであります。

②経営成績の状況

第3期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（全般的概況）

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に緩やかな回復基調が見られました。スタートアップマーケットにおいても、事業会社におけるCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)を中心に積極的な投資活動がなされた結果、2018年度の国内スタートアップ企業の資金調達額は2017年度と比べて大きく伸長しました。また、事業会社を中心にスタートアップ企業との連携を目的とした取り組みの活発化に加え、経済産業省主導により「J-Startup」が立ち上げられる等、スタートアップエコシステム形成に向けた土壌整備も整いつつあります。

このような環境のもと、当社は主力であるタレントエージェンシーサービスの業容拡大に向け、ヒューマンキャピタリストの採用及び育成強化や、生産性向上のためのシステム開発への投資等の施策を実行してまいりました。

各項目ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

(売上高)

当事業年度の売上高は1,045,083千円（前年同期比39.8%増）となりました。これは、主としてタレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリストの採用強化や生産性向上施策による取引数の増加に加え、採用支援サービスの売上増加によるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は177,432千円（前年同期比27.4%増）となりました。これはタレントエージェンシーサービスの売上高増加による媒体手数料の増加によるものであります。一方で、利用媒体の多角化や媒体以外の流入経路の開拓が進み、売上原価率は前年同期の18.6%から17.0%に改善しております。この結果、売上総利益は867,651千円（前年同期比42.6%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は596,134千円（前年同期比44.5%増）となりました。これは、主としてタレントエージェンシー部門の採用強化や管理部門の機能強化に伴う業容拡大により、人件費が増加したことに加え、本社移転に伴う地代家賃の増加によるものであります。この結果、営業利益は、271,516千円（前年同期比38.4%増）となり、経常利益は274,010千円（前年同期比39.7%増）となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は、192,102千円（前年同期比51.4%増）となりました。

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の経営成績は次のとおりであります。なお、アクセラレーションサービスは、2019年4月よりサービスを開始したため、当事業年度については記載していません。

・タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーサービスはスタートアップ企業向けに人材支援サービスを提供しております。当事業年度においては、更なる業容拡大のため、ヒューマンキャピタリストの採用及び育成強化を主軸として、競争優位であるベンチャーキャピタル/起業家との連携をより一層図るための営業強化、有力スタートアップ企業へのより一層の支援集中を図りました。また、当事業年度より「人材紹介サービス」に加えて毎月定額報酬を収受し、採用支援を実施する「採用支援サービス」を開始しました。

「採用支援サービス」は、有力スタートアップ企業への支援比率が前年同期と比較して大きく伸長した結果、有力スタートアップ企業を中心に受注が順調に推移しました。「人材紹介サービス」においては、有力スタートアップ企業への支援強化に伴い、取引数・平均単価ともに増加上昇し売上高が増加しました。以上により、売上高は1,045,083千円（前年同期比39.8%増）、売上総利益は867,651千円（前年同期比42.6%増）と増収増益となりました。

タレントエージェンシーサービスの業績推移は下表のとおりです。

(単位：千円)

期間	売上高	
	第2期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第3期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
人材紹介サービス	747,813	988,488
採用支援サービス	—	55,494
その他	—	1,100
合計	747,813	1,045,083

(注) 1. その他はタレントエージェンシーサービスに付随した人事紹介・採用支援サービス以外の売上高であります。

2. 起業支援サービスは少額のため、人材紹介サービスに含めております。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

タレントエージェンシーサービス全体のKPI（主要な業績評価指標）として、当社が経営管理上、重視しているものは以下のとおりです。

期間	第2期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第3期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
人材紹介取引数（人）	317	406
人材紹介平均単価（千円）	2,350	2,459

(注) 1. 人材紹介取引数は、特定期間における人材紹介数です。

紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、当該返金対象取引も取引数に含めております。

2. 人材紹介平均単価は、特定期間における売上計上対象となった経営管理上の人材紹介売上高を上記の人材紹介取引数で除した数値です。

紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、上記の経営管理上の人材紹介売上高では当該返金額を控除せず、集計しております。

第4期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、引き続き企業収益や雇用・所得環境の持ち直しに伴い、総じて緩やかな回復基調が見られました。スタートアップマーケットにおいても、前事業年度と同様、VC/CVCによる投資活動の活発化を背景に、スタートアップ企業による資金調達の大型化が進むなど、引き続き好環境が継続しております。また、投資活動の活発化を背景に大企業とスタートアップ企業とのオープンイノベーションの取り組みも盛り上がりを見せております。

このような環境のもと、当社はタレントエージェンシーサービスの業容拡大に向け、引き続きヒューマンキャピタリストの採用強化に取り組んだ他、生産性向上のための各種施策を実行してまいりました。また、アクセラレーションサービスを新規に立ち上げ、主として大手企業向けにオープンイノベーションサービスの営業強化を行ってまいりました。この結果、当第3四半期累計期間の売上高は903,805千円、営業利益は246,122千円、経常利益244,968千円、四半期純利益159,601千円となりました。

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、各サービス別の経営成績は次のとおりであります。

・タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーにおいては、前事業年度に引き続きヒューマンキャピタリストの採用強化を行っております。人材紹介サービスにおいては、社内教育や業務効率改善を中心とした生産性向上施策の実行、採用ニーズの強い有力スタートアップ企業への営業強化、経営幹部層求人の支援強化に取り組みました。これらの結果、人材紹介サービスにかかる契約社数及び取引数は堅調に増加しております。加えて、特に採用ニーズの強い企業向けに「採用支援サービス」の営業強化を行っております。以上により、当第3期四半期累計期間における売上高は885,422千円となりました。

タレントエージェンシーサービスの業績推移は下表のとおりです。

(単位：千円)

期間	売上高
	第4期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
人材紹介サービス	778,195
採用支援サービス	107,226
合計	885,422

(注) 1. 起業支援サービスは少額のため、人材紹介サービスに含めております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

タレントエージェンシーサービス全体のKPI（主要な業績評価指標）として、当社が経営管理上、重視しているものは以下のとおりです。

期間	第4期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
人材紹介取引数（人）	341
人材紹介平均単価（千円）	2,311

(注) 1. 人材紹介取引数は、特定期間における人材紹介数です。

紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、当該返金対象取引も取引数に含めております。

2. 人材紹介平均単価は、特定期間における売上計上対象となった経営管理上の人材紹介売上高を上記の人材紹介取引数で除した数値です。

紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、上記の経営管理上の人材紹介売上高では当該返金額を控除せず、集計しております。

・アクセラレーションサービス

2019年4月よりアクセラレーションサービスを開始しております。当第3四半期累計期間においては、オープンイノベーションサービスの業容拡大のため、主として大手企業に対する営業強化に取り組みました。その結果、受注は堅調に推移し、売上高は18,383千円となりました

③キャッシュ・フローの状況

第3期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、本社移転に伴う固定資産の取得による支出は生じたものの、税引前当期純利益274,010千円の獲得等により、前事業年度末に比べ214,967千円増加し、当事業年度末には341,749千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は258,708千円（前事業年度は117,104千円の獲得）となりました。これは主として、税引前当期純利益274,010千円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は43,857千円（前事業年度は64,138千円の使用）となりました。これは主として、本社移転に伴う有形固定資産の取得による支出31,746千円、投資有価証券の取得による支出10,800千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は116千円（前事業年度は661千円の獲得）となりました。これは、新株予約権の発行による収入によるものであります。

④生産、受注及び販売の実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。また、受注から役務提供完了までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しております。

第3期事業年度及び第4期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

サービスの名称	第3期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前年同期比 (%)	第4期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
タレントエージェンシーサービス (千円)	1,045,083	139.8	885,422
アクセラレーションサービス (千円)	—	—	18,383
合計 (千円)	1,045,083	139.8	903,805

(注) 1. 最近2事業年度及び第4期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第2期事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第3期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第4期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社 メルカリ	—	—	108,276	10.4	—	—

2. 第2期事業年度及び第4期第3四半期累計期間においては、総販売実績に対する割合が100分の10以上の取引先が存在しないため、記載を省略しております。

3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

②経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。また、経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に含めて記載しております。

③資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要は、事業規模の拡大に伴う人件費や営業管理システムの機能拡充に伴うシステム投資資金等があります。当社は、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金及び金融機関からの借入及び必要に応じてエクイティファイナンスによる資金調達を中心に考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

求職者向けプラットフォーム運営事業者との契約

当社は、求職者獲得のため、複数のプラットフォーム運営事業者のサービス利用約款に同意して各事業者のサービスを利用しており、そのうち主要な事業者との契約を記載しております。

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社ビズリーチ	日本	サービス利用約款	株式会社ビズリーチが運営するハイクラス人材データベース、各種サービスの利用に関する規約	2016年9月1日～ 2016年12月31日 (以降6か月契約)

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第3期事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当事業年度における設備投資の総額は9,421千円（無形固定資産含む。）となりました。主な内容は、営業管理システムの機能拡充に伴うシステム開発費であります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4期第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当第3四半期累計期間において、重要な設備投資及び重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	26,268	3,347	29,616	49(18)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は55,859千円であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 5. 当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2019年12月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
東京本社 (東京都港区)	全社 (共通)	本社移転 または増 床に伴う 設備等	90,053	-	増資資金	2020年 11月	2021年 1月	(注) 3

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
 3. 完成後の増加能力については、移転先が決定していないため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	11,000,000
計	11,000,000

(注) 2019年11月5日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部変更を行い、同日付で普通株式の発行可能株式総数が増加しております。これにより、普通株式の発行可能株式総数が10,980,440株増加し、11,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,934,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	2,934,000	—	—

(注) 1. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。これにより、普通株式の発行済株式総数が2,929,110株増加し、2,934,000株となっております。

2. 2019年11月5日開催の臨時株主総会決議により、2019年11月5日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権	
決議年月日	2017年9月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社使用人 24（注） 7
新株予約権の数（個） ※	924（788）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 924（472,800）（注） 2（注） 6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	140,000(234)（注） 3（注） 6
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 140,599(234) 資本組入額 70,300(117)（注） 4（注） 6
新株予約権の行使の条件 ※	1個を分割して行使することはできないものとする。 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注） 5

※最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注） 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき599円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就退任及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社使用人15名となっております。

第2回新株予約権	
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 22（注）7
新株予約権の数（個） ※	57（50）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 57（30,000）（注）2（注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	140,000(234)（注）3（注）6
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 141,935(237) 資本組入額 70,968(119)（注）4（注）6
新株予約権の行使の条件 ※	1個を分割して行使することはできないものとする。 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※最近事業年度の末日（2019年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,935円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日は1株、提出日の前月末現在は600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてののみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人19名となっております。

第3回新株予約権	
決議年月日	2019年4月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社使用人 15（注）7
新株予約権の数（個） ※	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） ※	普通株式 25,200（注）2 （注）6
新株予約権の行使時の払込金額（円） ※	250（注）3 （注）6
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） ※	発行価格 253 資本組入額 127（注）4 （注）6
新株予約権の行使の条件 ※	1個を分割して行使することはできないものとする。 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）を保有していることとする。 ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。 その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）5

※提出日の前月末現在（2020年1月31日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,340円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日の前月末現在は600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付

を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人14名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2016年9月1日 (注) 1	600	600	15,000	15,000	15,000	15,000
2017年10月5日 (注) 2	4,290	4,890	—	15,000	—	15,000
2019年11月5日 (注) 3	2,929,110	2,934,000	—	15,000	—	15,000

(注) 1. 会社設立

発行価格 1 株につき50,000円 資本組入額 1 株につき25,000円

割当先 株式会社ウィルグループ

2. 株式分割 (1 : 8.15) によるものであります。

3. 株式分割 (1 : 600) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2019年12月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	1	－	－	1	2	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	26,994	－	－	2,346	29,340	－
所有株式数 の割合 （％）	－	－	－	92.00	－	－	8.00	100	－

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,934,000	29,340	株主としての権利内容 に何ら限定のない当社 における標準となる株 式であります。なお、 単元株式数は100株で あります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,934,000	—	—
総株主の議決権	—	29,340	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以降、配当は実施しておりません。

配当実施時期や配当回数等につきましては現在のところ未定であります。今後につきましては、経営成績、財務状態、内部留保とのバランス等を総合的に勘案し検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、事業拡張のための人材採用やシステムの改修、投資等を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

第3期事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業の継続的な拡大発展のための内部留保の充実を図るため、配当を実施しておりません。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、毎年3月31日を基準日とする期末配当の年1回を基本方針としており、また、毎年9月30日を基準日とする中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

このほか、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社では、世界で勝てる成長産業・成長企業を日本から生み出すために、「for Startups」という経営ビジョンを掲げております。この経営理念に基づいて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の強化等のコーポレート・ガバナンスを重視しております。このため、株主総会、取締役会及び監査役会並びに経営会議等の各機関の運営を徹底するほか、内部統制システムの整備・運用を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

(親会社からの独立性の確保について)

当社の親会社である株式会社ウィルグループは、当社の議決権の92.0%を有する支配株主であります。当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、成長産業をより一層支援するために、当社自らが上場会社となるにあたり、より効率的かつ透明性のある経営システムを構築することとしております。

一方で、当社の親会社である株式会社ウィルグループは、上場子会社としての部分最適を認めながらも、グループ全体としての企業価値の最大化の観点から、当社の上場後も引き続き当社の株式の過半数を所有する方針であると伺っております。

このような状況の中、本書提出日現在、取締役6名のうち親会社出身者の取締役を1名のみ選任しております。また、当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

以上により、一般株主の保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、当社は、現在の体制が適切であると考えております。

②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、経営会議、監査役会を設置すると共に、内部監査担当者を選任しております。また、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長志水雄一郎を議長に、取締役6名（取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、取締役大原茂、社外取締役齋藤太郎）で構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針、業務の意思決定のほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。また、当社では、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、原則として月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役会規程において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めております。

・監査役会

監査役会は、常勤社外監査役志磨純子を議長に、監査役3名（社外監査役秋元芳央、監査役澤田静華）で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査役相互の情報共有を図っております。なお、各監査役は、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行を監督するとともに、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役会は、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

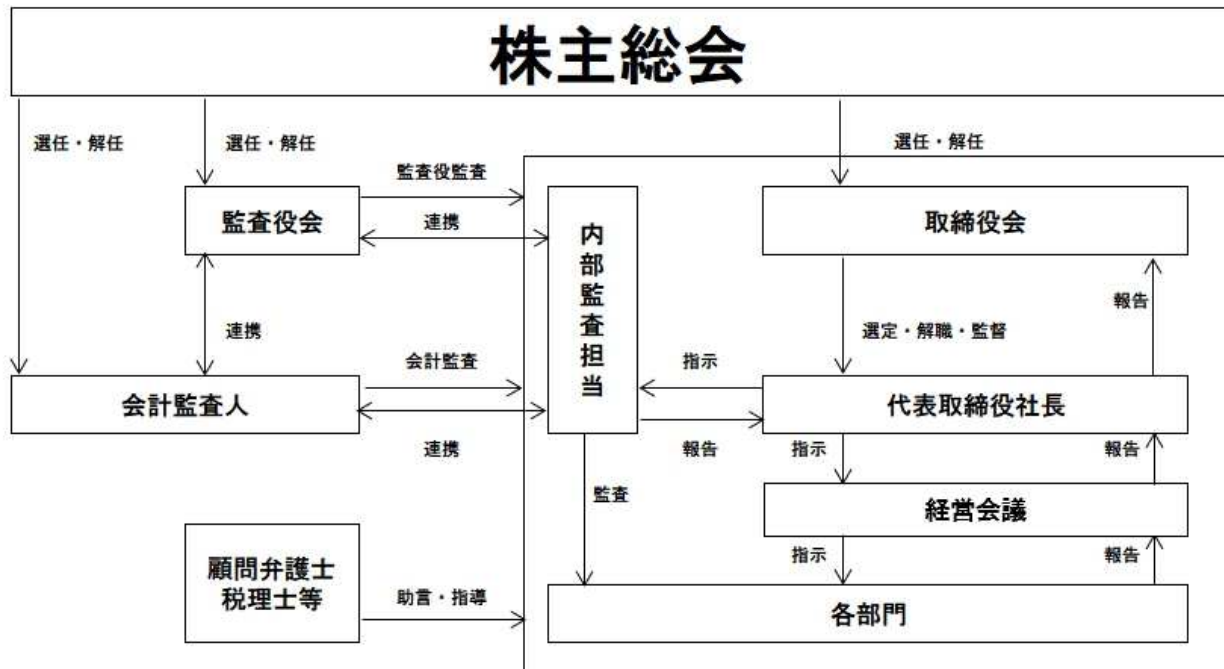
・経営会議

経営会議は、代表取締役社長志水雄一郎を議長に、7名（取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、常勤社外監査役志磨純子、執行役員六丸直樹、執行役員戸村憲史）で構成されております。経営会議は原則として月2回開催しており、各部門の業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っております。

・執行役員制度

当社は、戦略的意思決定・監督機能を取締役の役割とする一方、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで、双方の機能を強化することを狙いとして、執行役員制度を導入しており、2名の執行役員がその職務を担っています。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部監査体制の概要は以下のとおりです。



ロ) 上記体制を採用する理由

当社は、自社の規模を勘案し、迅速な意思決定及び効果的な内部牽制の両立を図るのに有効であると判断し、当該体制を採用しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年9月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりであります。

イ) 内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の推進を図っております。
- ・コンプライアンス責任者である代表取締役社長を委員長とし、取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議しております。
- ・内部通報窓口を設け、当社役職員等が内部統制や法令に違反する問題を発見した場合に、迅速に当社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築・運用しております。
- ・内部監査担当者を選任し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行っております。
- ・インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止しております。
- ・重要事実に係る情報管理については、「適時開示規程」を定め、情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。
- ・コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報並びにコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄しております。
- ・取締役または監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存しております。

(c) 損失の危険の管理に関する体制

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、その他の会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点等を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針であります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督しております。また、取締役及び使用人は、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行しております。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図っております。
- ・当社の取締役が意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、経営会議等の会議体を設置し、運用しております。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する方針であります。

(f) 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席しております。
- ・監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される体制となっております。
- ・監査役は、内部監査担当者よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査との連携を確保しております。また、監査役は、コンプライアンス委員会より内部通報制度の運用状況の定期報告を受けております。
- ・取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底しております。

(g) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査費用については、各監査役からの申請に基づき法令に則り当社が負担しております。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が負担しております。
- ・取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行っております。
- ・監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を設けております。
- ・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っております。

ロ) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、経営会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針としております。

ハ) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任について、累積投票によらない旨定款に定めております。

ホ) 監査役の選任の決議要件

当社は、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ヘ) 取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めております。

ト) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ) 取締役会決議事項とした株主総会決議事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法定に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(b) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができる環境を整備することを目的として、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧 男性 6名 女性 3名 (役員のうち女性の比率33%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 社長兼CEO	志水 雄一郎	1972年6月27日生	1996年4月 株式会社インテリジェンス (現 パーソルキャリア株式会社) 入社 2012年10月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社 2013年4月 同社 ネットジンザイバンク事業部長 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 代表取締役社長兼CEO (現任)	(注) 3	234,600
取締役兼 コーポレート本部長	菊池 烈	1987年5月10日生	2010年9月 有限責任監査法人トーマツ入所 2017年10月 公認会計士登録 2018年7月 当社監査役 2018年12月 当社執行役員兼コーポレート本部長 2019年6月 当社取締役兼コーポレート本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役兼 タレント エージェンシー本部長	恒田 有希子	1984年11月2日生	2007年4月 株式会社サミーネットワークス入社 2013年8月 株式会社メタップス入社 2016年10月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 入社 2018年4月 当社執行役員 2019年1月 当社執行役員兼タレントエージェンシー本部長 2019年6月 当社取締役兼タレントエージェンシー本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役兼 アクセラレーション 本部長	清水 和彦	1982年6月16日生	2005年4月 株式会社グローリアス入社 2008年12月 株式会社RSS広告社 (現 Fringe81株式会社) 入社 2012年3月 株式会社ウィルグループ入社 2014年10月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 入社 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 入社 2018年4月 当社執行役員 2019年1月 当社執行役員兼人事本部長 2019年6月 当社取締役兼人事本部長 2019年7月 当社取締役兼アクセラレーション本部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	大原 茂	1968年8月27日生	1991年4月 株式会社長谷工コーポレーション入社 1996年1月 シーガルコーポレーション創業 1999年1月 有限会社シーガルコーポレーション 改組 代表取締役 2000年2月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役 2006年3月 同社代表取締役 2014年6月 株式会社ウィルグループ取締役 2015年9月 株式会社クリエイティブバンク取締役 2016年6月 株式会社ウィルグループ代表取締役社長 (現任) 株式会社エフエージェィ (現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー) 取締役 (現任) 株式会社ボーダーリンク取締役 (現任) 株式会社マーススポーツエージェント (現 株式会社ウィルオブ・スポーツ) 取締役 (現任) 2016年9月 株式会社ネットジンザイバンク (現 当社) 取締役 (現任) 2018年6月 C4株式会社 (現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション) 代表取締役 (現任) 2019年6月 株式会社セントメディア (現 株式会社ウィルオブ・ワーク) 取締役 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	齋藤 太郎	1972年11月24日生	1995年4月 株式会社電通入社 2005年5月 株式会社dof設立 取締役 2009年6月 同社代表取締役社長（現任） 2012年8月 株式会社オーシャナイズ社外取締役（現任） 2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP（現 株式会社CARTA HOLDINGS）社外取締役（現任） 2015年6月 株式会社Hosty社外取締役（現任） 2017年1月 株式会社CC設立 取締役（現任） 2019年6月 当社社外取締役（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	志磨 純子	1964年7月31日生	1987年4月 日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 1991年10月 大原簿記学校入社 1994年5月 Coopers&Lybrandロンドン事務所入所 2002年10月 明治監査法人（現 アーク有限責任監査法人）入所 2010年3月 同法人代表社員 2016年4月 株式会社コロプラ入社 2018年12月 当社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	秋元 芳央	1972年12月30日生	2000年4月 弁護士登録、あさひ法律事務所（現 西村あさひ法律事務所）入所 2005年8月 シュルティ・ロス・アンド・ゼイベル法律事務所（米国ニューヨーク州）勤務 2011年10月 グリー株式会社 入社 2014年10月 新樹法律事務所 パートナー 2016年10月 Oneプライベート投資法人監督役員（現任） 2018年1月 当社社外監査役（現任） 2018年2月 原口総合法律事務所パートナー（現任） 2018年4月 JOYCOIN株式会社社外監査役 2018年7月 株式会社ギフティ社外監査役（現任） 2019年1月 株式会社ネッチ社外監査役（現任） 2019年5月 財産ネット株式会社社外監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	澤田 静華	1971年2月11日生	1997年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所 2001年4月 公認会計士登録 2004年1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長（現任） 2006年7月 株式会社サンブリッジ監査役 2011年7月 税理士登録 2012年3月 株式会社クロス・マーケティング（現 株式会社クロス・マーケティンググループ）監査役 2012年12月 株式会社みんなのウェディング監査役 2016年6月 株式会社ウィルグループ社外監査役 2017年1月 同社常勤社外監査役（現任） 2017年6月 株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）監査役（現任） 株式会社ボーダーリンク監査役（現任） 株式会社エフエージェィ（現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー）監査役（現任） 株式会社マーススポーツエージェント（現 株式会社ウィルオブ・スポーツ）監査役（現任） 株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）監査役（現任） 2018年6月 株式会社クリエイティブバンク監査役（現任）	(注) 4	—
計					234,600

- (注) 1. 取締役齋藤太郎は、社外取締役であります。
2. 監査役志磨純子及び秋元芳央は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は2019年11月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4. 監査役の任期は2019年11月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

5. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
タレントエージェンシー担当	六丸 直樹
テックラボ本部長	戸村 憲史

②社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社及び親会社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。さらに、社外取締役のうち、東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たすとともに、過去10年以内に親会社の業務執行者でなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高い者を独立社外取締役として選任することとしております。当社は社外取締役の機能及び役割の重要性を認識しており、今後も社外取締役の増員に向けた検討と、さらなるコーポレート・ガバナンス強化に取り組んでまいります。

社外取締役である齋藤太郎は、企業経営者としての豊富な経験を有しているだけでなく、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有しております。企業経営者としての豊富な経験、上場会社での取締役としての経験に加えて、当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外監査役秋元芳央は弁護士として企業法務に関する専門的知見を、社外監査役志磨純子は監査法人勤務経験及び上場企業での内部監査勤務経験があり、監査役としての専門的知見を有しております。当該専門的知見を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するために社外監査役として選任しております。

なお、当社社外取締役1名及び社外監査役2名は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

①監査役会監査の状況

当社の監査役会の体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会は取締役会及びその他の会議への出席や、重要書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。なお、常勤社外監査役志磨純子は監査法人勤務経験及び上場企業での内部監査勤務経験があり、監査役としての専門的知見を有しております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は適時に協議及び意見交換を行い、連携を行っております。

②内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者3名が実施しております。内部監査担当者は、自己の属する部門を除く当社の各部門の監査を内部監査規程及び実施要領に基づいて行い、会社の業務運営が法令、定款、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているか否かについて定期的に監査しております。監査の結果については、代表取締役・取締役会・監査役会等に報告するとともに、指摘事項については改善状況に係るフォローアップ監査を実施してその改善状況の確認を行っております。

また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行う等連携し、監査の質的向上を図っております。

③会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

岩田 亘人

森田 聡

なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載しておりません。

c. 監査業務に係る補助者の構成

補助者の構成は、公認会計士2名、その他2名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制・独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上、三優監査法人が適任であると判断し、選定しております。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスク等を考慮し、総合的に判断しております。

④監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,600	1,000	9,600	—

当社における非監査業務の内容は、株式上場のための予備調査業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査公認会計士より提示された監査計画に基づいた監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものと判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等に関しては、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内と決議されており、監査役については年額40百万円以内と決議されております。

各取締役の報酬額は、固定報酬により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役が、あらかじめ内規で定めた役職別のガイドラインをベースに、各取締役の職責や職務執行の状況、及び会社の業績や経済状況等を考慮し、決定しております。また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役	43,485	43,485	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	7,205	7,205	—	—	4

(注) 上記役員の員数については、無報酬の取締役1名、監査役1名を除いております。

③役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

以下の通り、純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に関する方針を定めております。

1. 保有目的

当社は成長産業支援事業の単一セグメントで事業運営しており、主としてスタートアップ企業を対象に人材支援サービスを展開しております。特に成長性の高い企業について、より強固かつ良好な信頼関係を構築し、取引関係の強化を図ることを目的として、資本関係を締結しております。

2. 検証の内容と縮減に関する方針

当社は、政策保有株式について、取締役会にて、1年に1度を目途に、保有する政策保有株式の個別銘柄について、保有目的、取引関係、投資効果、リスク等の観点から当社の企業価値向上に資するかを検証し、保有の継続の是非を判断する方針です。その検証の結果、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合には、原則として順次売却・縮減していく方針で株主として相手企業との必要十分な対話を行う方針です。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額 (千円)
非上場株式	1	11,779

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

③保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2017年4月1日から2018年3月31日まで）及び当事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）の四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体が主催する研修の受講や刊行物の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	126,782	341,749
売掛金	82,403	90,473
前払費用	4,419	8,491
その他	7,109	2,371
流動資産合計	220,715	443,087
固定資産		
有形固定資産		
建物	27,760	28,080
減価償却累計額	△139	△1,812
建物（純額）	27,621	26,268
工具、器具及び備品	4,738	5,954
減価償却累計額	△640	△2,607
工具、器具及び備品（純額）	4,097	3,347
有形固定資産合計	31,718	29,616
無形固定資産		
ソフトウェア	2,520	9,281
商標権	340	286
無形固定資産合計	2,861	9,568
投資その他の資産		
投資有価証券	11,779	22,579
繰延税金資産	17,966	24,260
敷金及び保証金	48,490	47,501
投資その他の資産合計	78,235	94,341
固定資産合計	112,815	133,525
資産合計	333,531	576,612

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	100,985	63,069
未払費用	11,423	12,613
未払法人税等	16,706	71,515
未払消費税等	4,239	35,546
前受金	2,193	1,800
預り金	8,391	12,587
賞与引当金	24,240	22,256
紹介収入返金引当金	4,347	4,113
流動負債合計	172,526	223,502
負債合計	172,526	223,502
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	15,000
資本剰余金		
資本準備金	15,000	15,000
資本剰余金合計	15,000	15,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	130,343	322,446
利益剰余金合計	130,343	322,446
株主資本合計	160,343	352,446
新株予約権	661	663
純資産合計	161,004	353,109
負債純資産合計	333,531	576,612

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2019年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	402,956
売掛金	92,168
その他	15,352
流動資産合計	510,477
固定資産	
有形固定資産	31,277
無形固定資産	7,895
投資その他の資産	
投資有価証券	67,049
その他	60,425
投資その他の資産合計	127,474
固定資産合計	166,647
資産合計	677,124
負債の部	
流動負債	
未払金	55,539
未払法人税等	30,091
未払消費税等	26,633
賞与引当金	14,892
紹介収入返金引当金	4,095
その他	33,579
流動負債合計	164,831
負債合計	164,831
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,000
資本剰余金	15,000
利益剰余金	482,047
株主資本合計	512,047
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△421
評価・換算差額等合計	△421
新株予約権	667
純資産合計	512,293
負債純資産合計	677,124

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	※1 747,813	※1 1,045,083
売上原価	139,220	177,432
売上総利益	608,593	867,651
販売費及び一般管理費	※2 412,474	※2 596,134
営業利益	196,119	271,516
営業外収益		
受取賃借料	—	2,075
受取利息	0	1
その他	36	515
営業外収益合計	37	2,592
営業外費用		
その他	—	97
営業外費用合計	—	97
経常利益	196,156	274,010
税引前当期純利益	196,156	274,010
法人税、住民税及び事業税	66,936	88,202
法人税等調整額	2,319	△6,294
法人税等合計	69,255	81,908
当期純利益	126,900	192,102

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 経費	(注)	139,220	100.0	177,432	100.0
当期売上原価		139,220	100.0	177,432	100.0

(注) 内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
支払手数料 (千円)	139,220	177,432

【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	903,805
売上原価	132,517
売上総利益	771,288
販売費及び一般管理費	525,166
営業利益	246,122
営業外収益	
受取賃借料	740
受取利息	1
その他	105
営業外収益合計	846
営業外費用	
上場関連費用	2,000
営業外費用合計	2,000
経常利益	244,968
特別損失	
固定資産除却損	357
特別損失合計	357
税引前四半期純利益	244,611
法人税、住民税及び事業税	74,192
法人税等調整額	10,818
法人税等合計	85,010
四半期純利益	159,601

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	15,000	15,000	15,000	3,442	3,442	33,442	-	33,442
当期変動額								
当期純利益				126,900	126,900	126,900		126,900
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							661	661
当期変動額合計	-	-	-	126,900	126,900	126,900	661	127,561
当期末残高	15,000	15,000	15,000	130,343	130,343	160,343	661	161,004

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
				繰越利益剰 余金				
当期首残高	15, 000	15, 000	15, 000	130, 343	130, 343	160, 343	661	161, 004
当期変動額								
当期純利益				192, 102	192, 102	192, 102		192, 102
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							2	2
当期変動額合計	-	-	-	192, 102	192, 102	192, 102	2	192, 105
当期末残高	15, 000	15, 000	15, 000	322, 446	322, 446	352, 446	663	353, 109

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	196,156	274,010
減価償却費	2,838	4,817
賞与引当金の増減額 (△は減少)	14,352	△1,983
紹介収入返金引当金の増減額 (△は減少)	△686	△234
受取利息	△0	△1
売上債権の増減額 (△は増加)	△40,430	△8,070
未払金の増減額 (△は減少)	10,046	△7,706
未払費用の増減額 (△は減少)	7,794	1,189
前受金の増減額 (△は減少)	△12,686	△393
預り金の増減額 (△は減少)	7,411	4,196
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△7,679	31,307
その他	△3,549	△5,033
小計	173,567	292,099
利息の受取額	0	1
法人税等の支払額	△56,464	△33,392
営業活動によるキャッシュ・フロー	117,104	258,708
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,514	△31,746
無形固定資産の取得による支出	△898	△7,884
投資有価証券の取得による支出	△11,779	△10,800
敷金及び保証金の差入による支出	△49,947	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	6,574
投資活動によるキャッシュ・フロー	△64,138	△43,857
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の発行による収入	661	116
財務活動によるキャッシュ・フロー	661	116
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	53,626	214,967
現金及び現金同等物の期首残高	73,155	126,782
現金及び現金同等物の期末残高	※ 126,782	※ 341,749

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 紹介収入返金引当金

当社は、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金する制度を設けております。当該返金による支払に備えるため、売上高に過去の返金実績率を乗じた金額を、売上高より控除する方法により計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 紹介収入返金引当金

当社は、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、紹介先企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金する制度を設けております。当該返金による支払に備えるため、売上高に過去の返金実績率を乗じた金額を、売上高より控除する方法により計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

下記の会計方針の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2018年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における会計方針の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(未適用の会計基準等)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、評価中であります。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、評価中であります。

(表示方法の変更)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、2018年4月1日に開始する事業年度（以下「翌事業年度」という。）における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を翌事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」16,836千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」17,966千円に含めて表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」16,836千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」17,966千円に含めて表示しております。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 売上高から控除されている引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
紹介収入返金引当金繰入額	3,007千円	2,475千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75.7%、当事業年度72.1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度24.3%、当事業年度27.9%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
役員報酬	15,125千円	50,690千円
給料及び手当	160,809	263,586
法定福利費	32,385	48,768
賞与引当金繰入額	24,240	22,256
地代家賃	30,300	56,720
減価償却費	2,838	4,817
経営管理料	25,349	—

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	600	4,290	—	4,890
合計	600	4,290	—	4,890

（注）普通株式の当事業年度増加株式数4,290株は、2017年10月5日に普通株式1株を8.15株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	661
合計	—	—	—	—	—	661

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,890	—	—	4,890
合計	4,890	—	—	4,890

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	—	—	—	—	—	553
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	110
合計	—	—	—	—	—	663

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月1日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	126,782千円	341,749千円
現金及び現金同等物	126,782	341,749

(リース取引関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との連携強化に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	126,782	126,782	—
(2) 売掛金	82,403	82,403	—
資産計	209,186	209,186	—
(3) 未払金	100,985	100,985	—
(4) 未払法人税等	16,706	16,706	—
(5) 未払消費税等	4,239	4,239	—
負債計	121,930	121,930	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2018年3月31日)
非上場株式	11,779
敷金及び保証金	48,490

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	126,782	—	—	—
売掛金	82,403	—	—	—
合計	209,186	—	—	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との連携強化に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	341,749	341,749	—
(2) 売掛金	90,473	90,473	—
資産計	432,223	432,223	—
(3) 未払金	63,069	63,069	—
(4) 未払法人税等	71,515	71,515	—
(5) 未払消費税等	35,546	35,546	—
負債計	170,132	170,132	—

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2019年3月31日)
非上場株式	11,779
組合出資金	10,800
敷金及び保証金	47,501

非上場株式及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	341,749	—	—	—
売掛金	90,473	—	—	—
合計	432,223	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（2018年3月31日）

その他有価証券である非上場株式（貸借対照表計上額 11,779千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2019年3月31日）

その他有価証券である非上場株式（貸借対照表計上額 11,779千円）及び組合出資金（貸借対照表計上額 10,800千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
現金及び預金	661千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 24名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 662,400株
付与日	2017年10月18日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2018年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前事業年度末	—
付与	662,400
失効	—
権利確定	—
未確定残	662,400
権利確定後 (株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	234
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—

(注) 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を基礎として決定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の行使数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	116千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回スtock・オプション	第2回スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 24名	当社使用人 22名
株式の種類別のスtock・オプションの数（注）	普通株式 662,400株	普通株式 36,000株
付与日	2017年10月18日	2018年7月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2019年3月期）において存在したスtock・オプションを対象とし、スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回スtock・オプション	第2回スtock・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	662,400	—
付与	—	36,000
失効	108,000	1,800
権利確定	—	—
未確定残	554,400	34,200
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

（注）2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	234	234
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため付与時におけるストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を基礎として決定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の行使数のみを反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 一千万円

(2) 当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千万円

(追加情報)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2018年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2018年 3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	8,385千円
紹介収入返金引当金	1,698
未払事業税	1,507
未払金	1,384
未払費用	1,344
一括償却資産	2,158
その他	1,487
繰延税金資産合計	17,966
繰延税金資産の純額	17,966

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

当事業年度 (2019年 3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年 3月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	7,698千円
紹介収入返金引当金	1,422
未払事業税	7,717
未払金	3,456
未払費用	1,235
一括償却資産	1,377
その他	1,350
繰延税金資産合計	24,260
繰延税金資産の純額	24,260

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年 3月31日)
法定実効税率	34.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.1
税額控除	△4.7
その他	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9

(持分法損益等)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%以上に該当するものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社メルカリ	108,276

(注) 当社は、成長産業支援事業の単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社ウィルグループ（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社ウィルグループ（東京証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
1株当たり純資産額	54円65銭
1株当たり当期純利益金額	43円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)
当期純利益金額(千円)	126,900
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	126,900
普通株式の期中平均株式数(株)	2,934,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権1種類(新株予約権の数1,104個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	120円12銭
1株当たり当期純利益金額	65円47銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額(千円)	192,102
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	192,102
普通株式の期中平均株式数(株)	2,934,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数981個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	4,343千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年12月31日）

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	54円40銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	159,601
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	159,601
普通株式の期中平均株式数（株）	2,934,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	新株予約権1種類（新株予約権の数42個）

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （千円）
		スマートニュース(株)	4,600	11,779
計			4,600	11,779

【その他】

投資有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)
		エナジーテック投資事業有限責任組合	1	10,800
計			1	10,800

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期末残高 （千円）	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 （千円）	当期償却額 （千円）	差引当期末残 高（千円）
有形固定資産							
建物	27,760	320	—	28,080	1,812	1,672	26,268
工具、器具及び備品	4,738	1,216	—	5,954	2,607	1,966	3,347
有形固定資産計	32,498	1,536	—	34,035	4,419	3,639	29,616
無形固定資産							
ソフトウェア	2,990	7,884	—	10,875	1,593	1,123	9,281
商標権	545	—	—	545	259	54	286
無形固定資産計	3,535	7,884	—	11,420	1,852	1,178	9,568

（注）当期増加額のうち主なものは以下のとおりです。

ソフトウェア 日程調整ツール（業務推進システム）の開発による増加 7,884千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
賞与引当金	24,240	22,256	24,240	—	22,256
紹介収入返金引当金	4,347	4,113	2,708	1,638	4,113

（注）紹介収入返金引当金の「当期減少額（その他）」欄の金額は洗替えによる戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	—
預金	
普通預金	341,749
小計	341,749
合計	341,749

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ディー・エヌ・エー	10,368
(株)シナモン	8,694
Wovn Technologies(株)	8,115
(株)MICIN	5,080
(株)ABEJA	4,968
その他	53,248
合計	90,473

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
82,403	1,128,437	1,120,367	90,473	92.5	28

② 固定資産

敷金及び保証金

相手先	金額 (千円)
住友不動産(株)	47,501
合計	47,501

③ 流動負債

イ. 未払金

相手先	金額（千円）
(株)ビズリーチ	25,241
(株)リクルート	1,962
(株)ヒトバデザイン	1,803
エン・ジャパン(株)	1,368
富士ゼロックス東京(株)	809
その他	31,884
合計	63,069

ロ. 未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税等	71,515
合計	71,515

ハ. 未払消費税等

区分	金額（千円）
未払消費税等	35,546
合計	35,546

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://forstartups.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の 7 第 1 項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 10月5日	株式会社ウィ ルグループ 代表取締役会 長兼CEO 池田 良介	東京都中野 区本町一丁 目32番2号	特別利害関係 者等(親会 社、大株主上 位10名)	志水 雄一郎	東京都品川 区	特別利害関係 者等(当社代 表取締役社 長)	391	54,740,000 (140,000) (注)4	経営参画意識 向上のため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2017年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

4. 移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格に基づき、当事者間で協議の上決定した価格であります。

5. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）
発行年月日	2017年10月18日	2018年7月17日
種類	第1回新株予約権 （ストック・オプション）	第2回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 1,104株	普通株式 60株
発行価格	140,599円 （注）3	141,935円 （注）3
資本組入額	70,300円	70,968円
発行価額の総額	155,221,296円	8,516,100円
資本組入額の総額	77,611,200円	4,258,080円
発行方法	2017年9月19日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。	2018年6月21日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	（注）2

項目	新株予約権（3）
発行年月日	2019年4月25日
種類	第3回新株予約権 （ストック・オプション）
発行数	普通株式 42株
発行価格	152,340円 （注）3
資本組入額	76,170円
発行価額の総額	6,398,280円
資本組入額の総額	3,199,140円
発行方法	2019年4月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストック・オプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）2

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとしております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2019年3月31日であります。

2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
3. 発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）により算出した価格を基礎として決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

項目	新株予約権（1）	新株予約権（2）
行使時の払込金額	1株につき140,000円	1株につき140,000円
行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

項目	新株予約権（3）
行使時の払込金額	1株につき150,000円
行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権（1）については、退職等により、役員及び従業員7名316株（分割前）の権利が喪失しております。
6. 新株予約権（2）については、退職等により、従業員3名10株（分割前）の権利が喪失しております。
7. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株とする株式分割を行っておりますが、上記新株予約権の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

新株予約権（1）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
志水 雄一郎	東京都港区	会社役員	152	21,371,048 (140,599)	特別利害関係者等 (当社代表取締役)
小原 健	東京都港区	会社員	125	17,574,875 (140,599)	当社の従業員
清水 和彦	東京都目黒区	会社員	78	10,966,722 (140,599)	当社の従業員
杉本 容啓	東京都板橋区	会社員	62	8,717,138 (140,599)	当社の従業員
恒田 有希子	東京都港区	会社員	57	8,014,143 (140,599)	当社の従業員
六丸 直樹	千葉県印西市	会社員	57	8,014,143 (140,599)	当社の従業員
戸村 憲史	東京都北区	会社員	57	8,014,143 (140,599)	当社の従業員
中村 優太	神奈川県川崎市中原区	会社員	47	6,608,153 (140,599)	当社の従業員
寺田 裕也	東京都足立区	会社員	36	5,061,564 (140,599)	当社の従業員
佐藤 宗徳	千葉県柏市	会社員	30	4,217,970 (140,599)	当社の従業員
土手本 怜	神奈川県相模原市南区	会社員	18	2,530,782 (140,599)	当社の従業員
泉 友詞	神奈川県横浜市都筑区	会社員	18	2,530,782 (140,599)	当社の従業員
竹内 茂	東京都中野区	会社員	18	2,530,782 (140,599)	当社の従業員
町野 史宜	東京都世田谷区	会社員	9	1,265,391 (140,599)	当社の従業員
岡本 麻以	東京都中野区	会社員	6	843,594 (140,599)	当社の従業員
鈴木 香菜	東京都世田谷区	会社員	6	843,594 (140,599)	当社の従業員
古高 琢斗	東京都杉並区	会社員	6	843,594 (140,599)	当社の従業員
村上 正樹	東京都豊島区	会社員	6	843,594 (140,599)	当社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 清水 和彦は、2019年6月14日付で当社取締役役に選任されております。

3. 恒田 有希子は、2019年6月14日付で当社取締役役に選任されております。

4. 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権（２）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
町野 史宜	東京都世田谷区	会社員	6	851,610 (141,935)	当社の従業員
石橋 宗親	東京都多摩市	会社員	5	709,675 (141,935)	当社の従業員
岡本 麻以	東京都中野区	会社員	4	567,740 (141,935)	当社の従業員
後藤 大樹	東京都渋谷区	会社員	4	567,740 (141,935)	当社の従業員
水島 江美 (戸籍名：神尾 江美)	東京都新宿区	会社員	4	567,740 (141,935)	当社の従業員
林 秀樹	東京都稲城市	会社員	4	567,740 (141,935)	当社の従業員
多田 圭吾	東京都世田谷区	会社員	3	425,805 (141,935)	当社の従業員
清水 美保	東京都品川区	会社員	3	425,805 (141,935)	当社の従業員
神宮司 茂	東京都中央区	会社員	3	425,805 (141,935)	当社の従業員
玉城 夢大	東京都杉並区	会社員	2	283,870 (141,935)	当社の従業員
森 心之介	東京都足立区	会社員	2	283,870 (141,935)	当社の従業員
村上 修一	東京都目黒区	会社員	2	283,870 (141,935)	当社の従業員
近藤 尚青	東京都渋谷区	会社員	2	283,870 (141,935)	当社の従業員
泉 友詞	神奈川県横浜市都筑区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員
土手本 怜	神奈川県相模原市南区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員
弘中 寛太	東京都世田谷区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員
河本 萌子	神奈川県横浜市港北区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員
中田 莉沙 (戸籍名：高橋 莉沙)	東京都品川区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員
佐藤 直紀	東京都品川区	会社員	1	141,935 (141,935)	当社の従業員

(注) １．退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

２．2019年11月5日付で普通株式1株につき600株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

新株予約権（３）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
菊池 烈	東京都豊島区	会社員	21	3,199,140 (152,340)	当社の従業員
佐々木 峻	東京都目黒区	会社員	3	457,020 (152,340)	当社の従業員
村上 修一	東京都目黒区	会社員	2	304,680 (152,340)	当社の従業員
宮本 滉大	東京都台東区	会社員	2	304,680 (152,340)	当社の従業員
町野 友梨 (戸籍名：高原 友梨)	東京都目黒区	会社員	2	304,680 (152,340)	当社の従業員
馬場 良樹	東京都目黒区	会社員	2	304,680 (152,340)	当社の従業員
結城 大輔	神奈川県横浜市港北区	会社員	2	304,680 (152,340)	当社の従業員
多田 圭吾	東京都世田谷区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
清水 美保	東京都品川区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
弘中 寛太	東京都世田谷区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
神宮司 茂	東京都中央区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
河本 萌子	神奈川県横浜市港北区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
中田 莉沙 (戸籍名：高橋 莉沙)	東京都品川区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
佐藤 直紀	東京都品川区	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員
林 秀樹	東京都稲城市	会社員	1	152,340 (152,340)	当社の従業員

(注) １．菊池 烈は、2019年6月14日付で当社取締役役に選任されております。

２．2019年11月5日付で普通株式1株につき600株に株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ウィルグループ （注）1．2	東京都中野区本町一丁目32番2号	2,699,400	77.97
志水 雄一郎（注）2．3	東京都港区	325,800 (91,200)	9.41 (2.63)
小原 健（注）5	東京都港区	75,000 (75,000)	2.17 (2.17)
清水 和彦（注）4	東京都目黒区	46,800 (46,800)	1.35 (1.35)
杉本 容啓（注）5	東京都板橋区	37,200 (37,200)	1.07 (1.07)
恒田 有希子（注）4	東京都港区	34,200 (34,200)	0.99 (0.99)
六丸 直樹（注）5	千葉県印西市	34,200 (34,200)	0.99 (0.99)
戸村 憲史（注）5	東京都北区	34,200 (34,200)	0.99 (0.99)
中村 優太（注）5	神奈川県川崎市中原区	28,200 (28,200)	0.81 (0.81)
寺田 裕也（注）5	東京都足立区	21,600 (21,600)	0.62 (0.62)
佐藤 宗徳（注）5	千葉県柏市	18,000 (18,000)	0.52 (0.52)
菊池 烈（注）4	東京都豊島区	12,600 (12,600)	0.36 (0.36)
土手本 怜（注）5	神奈川県相模原市南区	11,400 (11,400)	0.33 (0.33)
泉 友詞（注）5	神奈川県横浜市都筑区	11,400 (11,400)	0.33 (0.33)
竹内 茂（注）5	東京都中野区	10,800 (10,800)	0.31 (0.31)
町野 史宜（注）5	東京都世田谷区	9,000 (9,000)	0.26 (0.26)
岡本 麻以（注）5	東京都中野区	6,000 (6,000)	0.17 (0.17)
鈴木 香菜（注）5	東京都世田谷区	3,600 (3,600)	0.10 (0.10)
古高 琢斗（注）5	東京都杉並区	3,600 (3,600)	0.10 (0.10)
村上 正樹（注）5	東京都豊島区	3,600 (3,600)	0.10 (0.10)
石橋 宗親（注）5	東京都多摩市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
林 秀樹（注）5	東京都稲城市	3,000 (3,000)	0.09 (0.09)
後藤 大樹（注）5	東京都渋谷区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
多田 圭吾（注）5	東京都世田谷区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
村上 修一（注） 5	東京都目黒区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
清水 美保（注） 5	東京都品川区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
神宮司 茂（注） 5	東京都中央区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
水島 江美 （戸籍名：神尾 江美）（注） 5	東京都新宿区	2,400 (2,400)	0.07 (0.07)
佐々木 峻（注） 5	東京都目黒区	1,800 (1,800)	0.05 (0.05)
玉城 夢大（注） 5	東京都杉並区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
森 心之介（注） 5	東京都足立区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
近藤 尚青（注） 5	東京都渋谷区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
弘中 寛太（注） 5	東京都世田谷区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
河本 萌子（注） 5	神奈川県横浜市港北区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
中田 莉沙 （戸籍名：高橋 莉沙）（注） 5	東京都品川区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
佐藤 直紀（注） 5	東京都品川区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
宮本 滉大（注） 5	東京都台東区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
町野 友梨 （戸籍名：高原 友梨）（注） 5	東京都目黒区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
馬場 良樹（注） 5	東京都目黒区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
結城 大輔（注） 5	神奈川県横浜市港北区	1,200 (1,200)	0.03 (0.03)
計	—	3,462,000 (528,000)	100.00 (15.25)

（注） 1. 特別利害関係者等（親会社）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役）

5. 当社の従業員

6. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

7. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2020年1月30日

フォースタートアップス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森田 聡
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年1月30日

フォースタートアップス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森田 聡
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2020年1月30日

フォースタートアップス株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森田 聡
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の第3四半期会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

